

15-28 災害時の葬祭業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等に係る甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し葬祭用品の供給等の協力を要請することができることとし、乙は、次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- ① 棺(棺用マット、棺布団、棺覆、仏衣、ドライアイスを含む)の供給
- ② 骨壺、骨箱(骨箱覆、骨上げ箸を含む)の供給
- ③ 埋葬又は火葬に至るまでの業務（納棺、運搬を含む)の供給
- ④ その他甲が指定する業務

2 前項に規定する葬祭用品の仕様については、別表1のとおりとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲が乙に別紙協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙に対し書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、誠実に実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき実施したときは、乙は甲に別紙業務実績報告書(様式第2号)により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の協力を要した費用については、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙から支払の請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）に定められた費用の限度額の範囲内で、甲、乙協議し、決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がないときは、協定期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月16日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 善巳

様式第1号

第 号
年 月 日

三重県葬祭業協同組合 理事長 様

鳥羽市長



協 力 要 請 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	担 当 者 名 鳥羽市 課 連 絡 先 電 話 番 号 F A X 番 号
口 頭、電 話 等 に よ り 連 絡 し た 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容	
供 給 場 所	
履 行 期 間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載して下さい。

様式第2号

第 号
年 月 日

鳥羽市長 様

三重県葬祭業協同組合
理事長



業 務 実 績 報 告 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

要請依頼番号 及び日時	年 月 日付 第 号
供給内容	
供給場所	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先 (担当者)	
備考	

別表 1

品 目	仕 様	備 考
寝 棺	桐プリント平蓋 窓付 長 1,800mm×幅 530mm×高 395mm	
大 棺	桐プリントR蓋 窓付 長 1,900mm×幅 560mm×高 420mm	
小 棺	桐プリント平蓋 子供用 2尺 長 600mm×幅 297mm×高 230mm	
寝棺マット	吸水シート (ポリマー入)	
棺 覆	無地 (窓付)	寝棺用
棺 布 団	綿入三点セット (枕・敷布団・掛布団)	
仏 衣	無地 (大・足袋付)	
骨 壺	(大) 白磁 6号 (中) 白磁 5号 (小) 白磁 4号	
骨 箱	(大) 桐箱 7号 (中) 桐箱 6号 (小) 桐箱 5号	
骨箱覆	(大) 金・銀7号 (中) 金・銀6号 (小) 金・銀5号	
骨上箸	袋入	

※ 協議のうえ変更する場合もある。

※ 同内容で協定締結している組織
三重県鳥羽市鳥羽三丁目 15 番 9 号 光造花

15-29 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書

災害時に宿泊施設等を津波避難場所としての使用に関し、株式会社鳥羽国際ホテル（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に地震、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における津波避難場所（以下「津波避難場所」という。）として、甲の所有する鳥羽国際ホテルを使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難場所とする。

（使用変更の報告）

第3条 甲は、何らかの事情により津波避難場所としての使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 使用施設が津波避難場所として使用された場合の施設の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 甲は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 鳥羽市内において震度5強以上の地震が発生した場合、甲、乙双方の協議により避難所として使用できるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月24日

甲 三重県鳥羽市鳥羽1丁目283-1
株式会社鳥羽国際ホテル
⑩

乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
鳥羽市長 本田久一
⑩

※1 同内容で協定締結している施設

①扇芳閣、②鳥羽グランドホテル、③湯快リゾート鳥羽 彩朝楽、④ガーデンヒルズ利平治、⑤サン浦島 悠季の里、⑥ホテル芭薪萃、⑦和風旅館 新八屋、⑧五感の宿 慶泉、⑨リゾートヒルズ豊浜、⑩ホテルクローバ「風薫」、⑪別館すずき、⑫民宿旅館 山川、⑬御宿 瀬乃崎

※2 第10条を除く内容で協定締結している施設

⑭天狗山、⑮与吉屋、⑯中山かき直売所、⑰陽光苑

15-30 災害時における物資供給に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリと災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、被災時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行なうものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運送するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び、物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 1日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲

鳥羽市長 木 田 久主一

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	緊急ミニトイレ

15-31 災害時における協定書

社会福祉法人あしたば福祉会(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、災害発生時等に、乙が津波避難場所及び風水害等避難所(以下「避難所等」という。)として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

(避難所等)

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者(以下「住民等」という。)の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市鳥羽五丁目

○施設名：あしたば作業所

(避難所等の開設)

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

(避難所等の管理)

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

(施設の使用料)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

(避難所等としての使用の終了)

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

(利用者責任)

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は平成24年4月17日から平成25年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

(協議)

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成24年4月17日

甲 鳥羽市鳥羽五丁目8-62
社会福祉法人 あしたば福祉会
理事長 岩井 吉太郎

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

15-32 災害時に備えた相互協力に関する申合せ

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申合せは、鳥羽市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申合せ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項の規定に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱いに関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱い場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

1 この申合せは、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。

2 この申合せの内容に含まれない事項及びこの申合せの内容に疑義が生じた事項について

は、甲乙協議の上、決するものとする。

この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年4月25日

(甲) 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 鳥羽市松尾町74番地4
鳥羽警察署
鳥羽警察署長 服部 孝彦

15-33 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、鳥羽市長（以下「甲」という。）と鳥羽海上保安部長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

第1 鳥羽市の施設使用

- 1 甲は、災害時において、乙の庁舎が損壊、浸水、火災等の甚大な被害を受け、もしくは受けるおそれがある場合、甲の指定する施設（以下「指定施設」という。）を、乙が海上保安業務用施設として使用することを承諾するものとする。
- 2 乙は、災害時に指定施設を使用しようとする時は、あらかじめ別紙「行政財産使用許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭による申請を行い、事後、速やかに申請書を提出するものとする。
- 3 甲は、指定施設について、災害応急対策に関し甲と乙の円滑な連携を図るため、鳥羽市の対策本部に隣接するとともに、約90平方メートル程度の広さを有する施設となるよう配慮するものとする。
- 4 指定施設の使用期間は、大規模災害が発生した日を起算日として、同日から原則として90日以内とし、期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。
- 5 本協定に基づく指定施設の使用料は無償とする。ただし、指定施設の使用に係る光熱水料については、乙は、甲に支払うものとする。支払額の決定方法等、支払の詳細については、甲乙双方が協議し定めるものとする。
- 6 乙は、当該使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。
- 7 甲は、乙が指定施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。
- 8 災害時において、甲が指定施設の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲乙協議の上、指定施設の変更、本協定の解約等について定めるものとする。

第2 災害時の情報の相互提供

甲及び乙は、災害時において、海上並びに離島及び沿岸地域における次に掲げる情報を、相互に提供するものとする。

- イ 負傷者、行方不明者、死者等の人的被害に関する情報

- ロ 船舶の漂流、転覆、沈没、火災等の海難に関する情報
- ハ 灯台、航路標識、港湾、漁港等の物的被害に関する情報
- ニ 被災者、避難者、災害時要援護者等の支援を必要とする者に関する情報
- ホ その他災害応急対策に有用と認める情報

第3 その他

- 1 本協定書に定めない事項及び本協定に関して疑義の生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。
- 2 本協定は、平成24年7月12日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月12日

(甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 三重県鳥羽市鳥羽一丁目2383番地28
鳥羽海上保安部長 柳田 誠治

15-34 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）との間に、鳥羽市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害救助に必要な物資の調達に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 鳥羽市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽市以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達の斡旋を要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる事項のうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 白い小箱（災害用非常食）
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、「緊急物資調達要請書」（第1号様式）の発行をもって実施するものとする。ただし、当該要請書を提出できない事態の場合は、口頭にて調達要請を行い、その後速やかに当該要請書を発行するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規程により調達物資（以下「白い小箱」をいう。）の対価及び運搬にかかる費用については、乙が負担するものとする。但し、乙が、販売に保有している物資について、物資を調達した場合については、甲の負担とする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所及び運搬方法は甲が指定するものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資内容を確認のうえ引き取るものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに、本協定に係る連絡責任者を「連絡責任者届」(第2号様式)により相手方に報告するものとする。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

(保有数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を「物資相違報告書」(第3号様式)により、甲に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有する

平成24年12月25日

鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲

鳥羽市長 木田久主一 ㊟

三重県四日市市浮橋一丁目4番地3

乙

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治 ㊟

(第1号様式)

年 月 日

緊急物資調達要請書

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治 様

県

市・町

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1. 災害及び応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

* 要請量は、1日当たりとする

問い合わせ先

〔 電話 部 課 〕
〔 FAX 〕
〔 担当 〕

(第2号様式)

連絡責任者届

【 県・市・町】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【一般社団法人連絡責任者】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

(第3号様式)

年 月 日

物資相違報告書

様

一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古谷賢治

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」(第7条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

地 区	数量	地 区	数量

注：協定書第7条による報告は、配布地区一覧を記入する。

2. 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)

- (ア)災害対策本部まで搬入する
- (イ)当社の指定場所で引渡し
- (ウ)その他 (県・職員が指定する場所で引渡し等)

3. 搬入方法 (陸路 ・ 空路 ・ 海路)

15-35 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県鳥羽LPガス協議会（以下「乙」という。）とは、社団法人三重県LPガス協会と三重県が2013年4月1日締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、鳥羽市に地震、風水害その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

（LPガスの範囲）

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要綱）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

- (1) 甲において災害が発生し、甲の自治会等からLPガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自らの調達の必要を認めるとき。
- (2) 甲外の災害に関し、甲を経由し国又は三重県からLPガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の措置に要した費用(器具設置、接続を含む)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とした、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払い方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払いに責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事した者が、その責に帰する事が出来ない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例(昭和37年10月31日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例)の規定を準用しその損害を補償する。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項で必要が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、2013年4月1日から効力を有するものとし、この協定の有効期限は、その効力が発生する日から1ケ年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1ケ年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2013年4月1日

甲 鳥羽市長 木田 久主

乙 三重県鳥羽LPガス協議会
会長 宮本 和良



15-36 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書

鳥羽市（以下甲という）と一般社団法人三重県LPガス協会（以下乙という）は、三重県鳥羽LPガス協議会が、甲と2013年4月1日締結の災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書第11条に基づき次のとおり協力する。

記

1. 地震、津波その他大規模災害に備え防災機器を備蓄するに当たり甲・乙は次の内容を確認した。

(1) 乙は、乙の費用において概ね次の機器を備蓄する。

・ポータブルガス発電機	2台	(MGC900GP)
・大型(5升炊き)ガス炊飯器	2台	(RR-50、PR101DSS)
・ガストーブ	1台	(R-1290VMS)
・大型ガスコンロ	2台	(2重・3重巻鍍物製)
・調理台	2台	(BW186N、BWG-076N)
・寸胴鍋及び関連部材	1式	
・プロライト	1台	(PLT-52)
・紙食器200人分	1式	(コップ、箸、スプーン、器、皿)
・上記保管用薄板鉄板倉庫	1棟	(3,067×2,862×2,458)
・上記ガス機器用供給部材	1式	(調整器、ガスホース等)

(2) 甲は、上記保管庫設置スペースを無償にて提供する。

(3) 場所の選定に当たっては、甲・乙協議し最も有効な場所とする。

(4) 機器等に修理が必要と甲・乙が確認した場合の修復は、三重県鳥羽LPガス協議会が担当し、修理部材費等は甲が負担する。

(5) 当該機器備蓄の保管は甲・乙協力しておこない非常時に対応出来る状態にしておく尚当該保管庫の鍵は甲が保管する

(6) 当該備蓄機器使用の判断は、甲が行う

2014年2月18日

甲 三重県鳥羽市3丁目1-1

鳥羽市長 木田久重



乙 三重県津市柳山津興369-2
一般社団法人三重県LPガス協会

会長

藤岡博



15-37 災害時等における軽油燃料の供給協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と石川商工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等に必要な軽油燃料の供給協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲がこの協定による要請を行うときは、書面により行うものとする。但しその暇がないときは、口頭または通信手段を用いて行うことができるものとする。この場合は後日速やかに提供要請を行った旨が記載された文書を提出する。

（軽油燃料の供給）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 乙は、鳥羽市松尾町地内に保有する生コンクリートプラント施設内の自家用給油施設に貯蔵している軽油燃料（最大1万リットル）を現地にて供給するものとする。

（軽油燃料の返還）

第4条 甲は、供給を受けた日から1箇月以内に、供給を受けた軽油燃料に相当する軽油燃料を、前条第2項に規定する自家用給油施設に返還するものとする。ただし、災害時等の影響で軽油燃料の輸送が困難な場合はこの限りではない。

（協議）

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

鳥羽市長

木田久重



乙 三重県伊勢市小木町57-1

石川商工株式会社

取締役社長

石川周平



15-38 災害時等におけるボランティア活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「鳥羽市地域防災計画」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙と協議しセンターを開設する。

2 前項の協議は、甲が乙に対し、協議の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲と乙は、センターの運営についてお互いに連絡を取り、相互に協力をするものとし、乙は、センターの開設等につき他の業務に優先して協力するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（特定の技能、資格等を要する専門ボランティア以外のもの）の受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び市民等に対する情報の提供。
- (3) 災害ボランティアの需要・状況の把握、提供及び活動支援。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材の調達、提供及び管理に関すること。
- (5) 三重県社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整並びに派遣要請に関すること。
- (6) その他センターの活動に必要と認められる業務。

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、保健福祉センター「ひだまり」とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合を想定し、甲乙協議のうえ、甲はこれに代わる場所を確保しておくものとする。

2 甲又は乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めるときは、甲乙協議のうえ、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センターの運営に必要な場所の確保は、甲乙協議のうえ、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

(資器材の確保)

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議のうえ、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 甲と乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能の整備に努めるものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、ボランティアが負担するものとする。

(ボランティア向け駐車場等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する駐車場等について、乙とその必要性を協議のうえ、場所の確保に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 木田久生



乙 鳥羽市大明東町2番5号

社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会

会長 森下幸穂



15-39 災害時における動物救護活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、鳥羽市に大規模な地震、津波、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び公益社団法人三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- (1) 避難所における動物救護所設置の協力
- (2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- (3) 負傷動物への医療処置
- (4) 負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- (5) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 動物の死亡確認
- (7) 甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動への協力
- (8) その他必要な応急業務

(動物の収容)

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備(ケージ等)の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する経費については、原則として当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 動物飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法による対応に努めることとし、そのうえで、甲乙協議のうえ費用負担について決定する。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、その要請により第4条各号の業務を行った会員が、その為に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し補償するものとする。ただし、当該従事者が事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成27年3月13日からその効力を有するものとし、甲又は

乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主



乙 度会郡南伊勢町東宮 2384
公益社団法人
三重県獣医師会伊勢志摩支部
支部長 西村 泰彦



15-40 Lアラート(公共情報コモンズ)の運用に係る覚書

三重県(以下、「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、Lアラート(公共情報コモンズ)(以下「Lアラート」という。)への情報提供について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が運用する防災情報システム(以下「システム」という。)に乙が入力した情報をシステムからLアラートに提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供)

第2条 乙がシステムに入力し、Lアラートに情報提供する項目は以下のとおりとする。

- イ 災害対策本部の設置及び廃止
- ロ 避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の発令及び解除
- ハ 避難所の設置及び廃止、避難者数
- ニ 被害総括(三重県全体の被害集計)

(期間)

第3条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、平成27年6月1日から行うものとする。

(条件)

第4条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、以下の各号に基づき行うものとする。

- 1 第2条に定める情報のうち、イ、ロ、ハについては、乙がシステムに入力したと同時に情報提供を行うものとする。
- 2 第2条に定める情報のうち、ニについては、乙がシステムに入力し、甲が集計を行った後に情報提供を行うものとする。
- 3 第2条に定める情報を乙が災害対応上の理由でシステムに入力できない場合、甲と乙が協議し、双方合意の上、甲が代行入力を行うものとする。
- 4 甲がシステムからLアラートへの情報提供が困難であると判断した場合、事前に乙へ通知をした上で、Lアラートへの情報提供を中止するものとする。

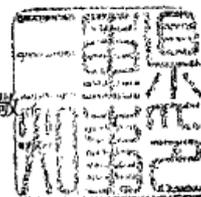
(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬



乙 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主



15-41 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と花の小宿 重兵衛（以下「乙」という。）は、台風や地震等の災害時における帰宅困難者（高齢者・障害者等の要配慮者を含む。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において台風や地震等が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

- 1 乙の施設において、帰宅困難者に対して、一時休憩所としての場所を提供する。
- 2 乙の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供する。
- 3 乙の施設において、帰宅困難者に対して、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。
- 4 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（実施の支援）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲に置いて、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成31年 4月 8日からその効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 4月 8日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村欣一郎



乙

花の小宿 重兵衛
〒517-0032三重県鳥羽市相差町1395
TEL 0599-33-6220



※ 同内容で協定締結している施設

- ①リゾートヒルズ豊浜、②鳥羽グランドホテル、③扇芳閣、④鳥羽国際ホテル、
- ⑤エクシブ鳥羽、⑥サン浦島、⑦鳥羽シーサイドホテル、⑧和光、⑨錦海楼、
- ⑩ホテル芭薪萃、⑪胡蝶蘭、⑫花の小宿 重兵衛

15-42 災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と鳥羽市（以下、「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第 1 条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第 2 条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。
- (1) 聴覚 1 級から 3 級までの身体障害者手帳を交付されている者であつて、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

- 第 3 条 乙は、センターに対し、平常時から前条第 1 項第 1 号に規定する避難行動要支援者台帳の写し（以下、「台帳」という。）を提供する。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第 4 条 センターは、乙から前条に規定する要請があつたときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、鳥羽市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、台帳を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

(災害時の活動報告)

第7条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の管理)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

- 3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。
- 4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第 12 条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、台帳を活用し、避難行動要支援者(聴覚障がい者)の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 22 日

津市広明町 13 番地

甲 三重県
三重県知事 鈴木英敬

鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

乙 鳥羽市
鳥羽市長 木田久主一

15-43 災害時における協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条（1）に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条(2)及び(3)に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年2月12日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

乙 三重県津市広明町328番地
三重県行政書士会

(第1号様式)

年 月 日

三重県行政書士会 御中

鳥羽市長

災害協力要請書

災害時における協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	所 属		職 名	
	氏 名		電話番号	
電話FAX等 による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
要 請 内 容				
場 所				
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備 考				

15-44-(1) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重交通株式会社（以下「乙」という。）と鳥羽シーサイドホテル株式会社（以下「丙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙及び丙に対して要請することができる。

施設名称	鳥羽シーサイドホテル		
所在地	三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地		
所有者	三重交通株式会社		
棟名等	望館	岬亭	汀館
構造等	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和 46 年、48 年	昭和 62 年	平成 8 年
避難所等総床面積	10,659.18 m ²	6,828.50 m ²	19,763.24 m ²
収容可能面積	7,461.42 m ² (総床面積×0.7)	4,779.95 m ² (総床面積×0.7)	13,834.26 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	3,730 人 (2 m ² /人)	2,389 人 (2 m ² /人)	6,917 人 (2 m ² /人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(要請への対応)

第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙及び丙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙及び丙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、丙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙丙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、丙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙丙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙又は丙の責めに期すべき事由による事故等については、乙又は丙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙及び丙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第 11 条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙丙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙丙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、丙が使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第 12 条 乙及び丙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第 13 条 甲は、乙又は丙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙又は丙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して 10 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

この協定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 5 月 1 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽 3 丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
取締役社長 雲井 敬

丙 三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地
鳥羽シーサイドホテル株式会社
取締役社長 伊比 昌弘

別表 風水害等避難所（生活）の指定基準

基本事項と指定基準
<p>1 基本事項</p> <p>(1) 原則、学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設とする。</p> <p>(2) 原則、配給物資を市が直接運搬する。</p> <p>(3) 市が開設するが、職員が派遣できない場合もある。</p> <p>(4) 近隣に指定避難所がない地域は、実情に応じ小規模であっても避難所として指定する。</p> <p>(5) 指定する際には施設の何階以上と位置を指定する。（例：〇〇小学校校舎2階以上）</p> <p>(6) 自治会が主体で運営する。ただし、民間施設が避難所の場合は協定締結団体主体で運営する。</p> <p>2 指定基準</p> <p>(1) 耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が0.6以上）の建築物とする。</p> <p>(2) 耐火・準耐火建築物とする。</p> <p>(3) 各種災害（地震、津波、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設とする。</p> <p>(4) 一定以上の避難者収容（収容人員が100人以上（有効避難面積が250㎡以上））が可能な施設とする。</p> <p>(5) 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。</p> <p>(6) 堤防決壊等の二次災害の危険性がある施設は、避難所に指定しない。</p> <p>(7) 洪水により避難所の周囲が浸水する施設は、2階以上を指定し1階は指定しない。</p> <p>(8) 津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。ただし、津波浸水想定区域内にある学校の体育館は、津波避難場所（同一敷地内の校舎）があることを前提に、指定避難所として指定する。</p> <p>(9) 人員・物資の輸送用車両の乗り入れ可能な道路（3.5m以上）に面するとともに、幾通りかのルートが確保できる施設が望ましい。</p> <p>(10) 平成27年度以降に民間施設を指定する場合は以下の基準をすべて満たす施設とする。ただし、その孤立想定地域内※に避難所が確保できない場合は、以下の基準を満たさない場合でも指定することができる。</p> <p>① 建築物の耐震改修の促進に関する法律の要緊急安全確認大規模建築物に該当する施設であること</p> <p>② 市と協定を締結した施設であること</p> <p>③ 民間施設（協定締結団体）主体で避難所運営ができる施設であること</p> <p>④ 非常用電源設備を有する施設であること</p> <p>⑤ 複数の居室及びトイレ（災害時に使用できる可能性の高いもの）を避難者に提供できる施設であること</p> <p>⑥ 貯水タンクを有する施設であること</p> <p>⑦ 避難者にテレビ・ラジオ等で情報提供ができる施設であること</p> <p>⑧ 10年以上避難所として活用できる施設であること</p> <p>※鳥羽市は大規模震災時に17の地域に分断され孤立すると想定されている。孤立想定地域とはその地域のことを言う。</p>

※15-44-(1)(2)(3)共通

15-44-(2) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社 戸田家（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害に被害を受けた者が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

施設名称	戸田家	
所在地	三重県鳥羽市鳥羽一丁目 24-26	
所有者	株式会社 戸田家	
棟名等	南館 (第一新館、第二新館、第三新館)	嬉春亭
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和 42 年	平成 3 年
避難所等総床面積	12,565.62 m ²	14,150.81 m ²
収容可能面積	8,795.93 m ² (総床面積×0.7)	9,905.56 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	4,397 人 (2 m ² /人)	4,952 人 (2 m ² /人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに

文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

- 2 甲は、乙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。
- 3 避難所等の運営については、乙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙の責めに期すべき事由による事故等については、乙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

- 第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。
- 2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

- 第11条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。
- 2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。
 - 3 乙は、使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第12条 乙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

- 第13条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

- 第14条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

- 第15条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して10年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

- 第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定は、平成31年2月25日から施行する。

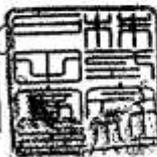
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月25日

- 甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎 

- 乙 三重県鳥羽市鳥羽一丁目24-26
株式会社 戸田家
代表取締役

戸田順三郎 

15-44-(3) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と湯快リゾート株式会社（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

- 2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。
- 3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

施設名称	鳥羽彩朝楽
所在地	三重県鳥羽市小浜町字城山 610
所有者	湯快リゾート株式会社
棟名等	—
構造等	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築年	昭和 43 年 1 月着工
避難所等総床面積	9,782.50 m ²
収容可能面積	6,847.75 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	3,423 人 (2 m ² /人)

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、乙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。

ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙の責めに期すべき事由による事故等については、乙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第11条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第12条 乙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第13条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して10年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定は、令和2年6月10日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 京都府京都市下京区五条通河原町
西入本覚寺前町 830
京都エクセルヒューマンビル 5階
湯快リゾート株式会社
代表取締役 西谷 浩司



15-45-(1) 災害時における協定書

松尾町内会（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、乙が風水害等避難所【土砂災害】（以下「避難所等」という。）として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 乙は、鳥羽市内に台風や集中豪雨等による土砂災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市松尾町651-2

○施設名：松尾町老人憩の家なごみ

（避難所等の開設）

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

（施設の使用料）

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

（利用者責任）

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は平成28年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

（協議）

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成28年7月1日

甲 鳥羽市松尾町644-3
松尾町内会長 山本 隆

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主 一

15-45-(2) 災害時における協定書

鳥羽磯部漁業協同組合桃取町支所（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、乙が風水害等避難所【土砂災害】（以下「避難所等」という。）として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 乙は、鳥羽市内に台風や集中豪雨等による土砂災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市桃取町93-4

○施設名：桃取健康管理センター

（避難所等の開設）

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

（施設の使用料）

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合には、甲・乙別途協議することとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

（利用者責任）

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は平成28年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

（協議）

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成28年7月1日

甲 鳥羽市桃取町263
鳥羽磯部漁業協同組合
桃取町支所長 山下 幸弘

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

15-46 災害時の施設使用に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、鳥羽市開発公社(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)との間において、甲の施設を災害時の進出拠点等として使用し、捜索・救助活動等を行う関係機関が施設を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用施設)

第2条 使用施設は甲が所有する鳥羽市松尾町地内の松尾第2期工業団地及び鳥羽市大明東町地内のひだまり横用地の敷地とする。

(覚書の期間)

第3条 この覚書の期間は平成29年2月28日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、期間満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

(施設の使用等)

第4条 施設の使用等は、次のとおりとする。

甲の敷地に、工作物を設置した場合は、使用後撤去し復元すること。

(担当部署)

第5条 本覚書に基づく事務を行う担当部署は、甲は鳥羽市開発公社、乙は鳥羽市総務課防災危機管理室とする。

(疑義等の決定)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月28日

甲 鳥羽市鳥羽1丁目2383番地42
一般財団法人鳥羽市開発公社
業務執行理事 坂倉 紀彦



乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主



15-47 災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関する協定書

災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関して、株式会社ホーペック（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害等が発生した場合において、乙が、救助・捜索等の救助活動を円滑に行うため、甲の所有する敷地の一部を防災ヘリコプター等の離発着場として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（離発着場）

第2条 離発着場は、甲が所有する鳥羽市松尾町 1002-1 の一部とする。

2 乙に提供可能な離発着場は、甲が作成する図面により特定する。

3 乙が救助活動等において、甲の離発着場の使用するときは、電話等で通知し、甲の許可を得るものとする。

（離発着場の変更又は取消し）

第3条 甲は、敷地内の施設の増改築等により、離発着場の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により離発着場としての使用が不可能となるときには、書面等にて乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 離発着場の使用期間は、災害発生時等から乙の初動対応が収束する期間までとする。

2 乙は、その使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を得るものとする。

（離発着場への立ち入るための解錠）

第5条 離発着場への立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する者（乙の関係者を含む）が行うものとする。

(費用負担)

第6条 離発着場の使用料は無償とする。

(原状回復)

第7条 乙が救助活動等のために離発着場を使用した際、乙の故意又は過失により施設・備品等を破損した場合は、乙が原状に復する責を負うものとする。

但し、地震等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第8条 甲は、甲の故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、乙が救助活動等により離発着場を使用した際に発生した乙の事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の締結期間は、合意の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲・乙が協議のうえ定めることとする。

この協定書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月21日

甲 鳥羽市松尾町1002-1
株式会社ホーペック
代表取締役社長 濱口隼人

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田久主一

15-48 災害時における活動拠点提供の協力に関する協定書

大規模自然災害発生時における活動拠点に関し、シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所モーションコントロール機器工場（鳥羽）（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に大規模自然災害が発生した場合において、乙が、捜索・救助等の災害援助活動等を円滑に行うため、甲の所有する敷地の一部（以下、「協力敷地部分」と呼ぶ。）を乙が使用することについて、乙が甲に協力を求める事項等を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による協力敷地部分の使用用途は、大規模自然災害等発生時に乙が行う次の活動のための拠点とすることとする。

- ・災害救援活動部隊等の活動
- ・物資等の集積又は集配活動

（協力敷地部分の特定）

第3条 乙に提供可能な協力敷地部分は、甲が作成する図面により特定する。

（協力敷地部分の変更）

第4条 甲は、敷地内の施設の増改築等により、協力敷地部分の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により災害救援活動拠点としての使用が不可能となるときには、乙に連絡するものとする。

2 協力敷地部分は、大規模自然災害から甲の事業を復旧させるために変更する必要があることを乙は了承する。

（使用期間）

第5条 協力敷地部分の使用期間は、大規模自然災害発生時から乙の初動対応が収束する期間までとする。

2 乙はその使用期間の延長を希望するときは、その延長期間について甲の許可を得るものとする。

(協力敷地部分へ立ち入るための解錠)

第6条 協力敷地部分へ立ち入るための解錠は、甲の職員又は甲の指定する者(乙の関係者を含む)が行うものとする。

(施設の使用)

第7条 乙が当該災害救援活動において、甲所有の敷地内の施設の使用を希望するときは、甲の許可を得るものとする。

(費用負担)

第8条 協力敷地部分及び使用施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 協力敷地部分又は使用施設が災害援助活動のために使用された場合の協力敷地部分・使用施設・備品の破損等については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

(事故等に係る責任)

第10条 甲は、故意又は過失により甲が責任を負うべきことが明らかな場合を除き、災害救援活動により協力敷地部分の使用又は使用施設を使用した際に発生した乙の事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(防災意識の向上)

第11条 甲は、日常的に職員の防災意識の向上に努め、必要に応じ、乙が行う防災訓練等に参加・協力するものとし、乙は、甲に対して必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の締結期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月18日

甲 三重県鳥羽市鳥羽1丁目19-1
シンフォニアテクノロジー株式会社
伊勢製作所モーションコントロール機器工場（鳥羽）

製造部長 三浦博之



乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 本田久生



15-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別の配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 この協定で福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。
鳥羽市船津町1393番地15 鳥羽市障がい者福祉センターゆめばー

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
（3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長できるものとし、更に再延長が必要な場合には同様に取扱うものとする。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用について災害救助法（昭和22年法律第118号）の例により支払うものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等や物資に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、要配慮者等が福祉避難所での避難生活が必要であると判断したときは、乙に受け入れを要請し、乙は、業務に支障のない範囲でこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 鳥羽市大明東町2番5号
社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会
会長 森下 幸穂

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

※ 同内容で協定締結している施設 三重福祉会陽光苑、恒心福祉会 あらしま苑

15-50 災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社 安心クリエイト（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において福祉避難所の開設に際し要配慮者等の生活の安定のために必要な介護用品等を貸借又は、購入により確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めたときは、乙に対し必要物資調達の一助を要請を行うものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障を来さない範囲において、乙が保有する介護用品等の供給及び運搬について協力するものとする。

（介護用品等の種類）

第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品とし、貸与又は、販売により提供するものとする。

（1）介護用品（紙おむつ等生活用品も含む。）

（2）食料品類（きざみ食等にも対応。）

（3）寝具類

（4）パーティション類

（5）その他取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第5条 この協定の実施に当たり、甲乙はあらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができる。

（協定締結期間）

第7条 この協定の締結期間は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 烏羽市烏羽三丁目1番1号
烏羽市長 中村 欣一郎

乙 烏羽市烏羽三丁目27番12号
株式会社 安心クリエイト
代表取締役 世古口 一弘

15-51 災害時における緊急物資輸送等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県トラック協会南勢支部（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1） 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- （2） 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送
- （3） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2. 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎 

乙 三重県伊勢市村松町字明野1356-9
三重県トラック協会南勢支部

南勢支部長

南英雄 

様式1（第3条関係）

平成 年 月 日

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 様

鳥羽市長

要請書

「災害時における緊急物資輸送等に関する協定書」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2 要請内容

・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材（ ）

・ 物資積込場所及び搬入場所

・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

様式2 (第3条関係)

平成 年 月 日

烏羽市長 様

三重県トラック協会南勢支部
南勢支部長 ㊟

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1. 支援内容

- 市が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送
- 市が管理する支援物資拠点から避難所等への配送
- その他

2. 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材 ()
- ・ 物資積込場所及び搬入場所
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3. その他参考となる事項

15-52 地域における協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）及び、鳥羽市に所在する郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

道路の損傷等の情報交換に関する覚書（平成11年3月1日締結）、廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書（平成13年6月25日締結）は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、鳥羽市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に連絡票による情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（地域見守り活動連絡票）
- (2) 道路の異状を発見した場合（道路損傷等連絡票）
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合（不法投棄連絡票）

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
市長

中村欣一 

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号
日本郵便株式会社
鳥羽郵便局
局長

前川徹也 

(別 表)

鳥羽郵便局	桃取郵便局	加茂郵便局
鳥羽答志郵便局	鳥羽鏡浦郵便局	鳥羽坂手郵便局
鳥羽錦町郵便局	鳥羽菅島郵便局	長岡郵便局
鳥羽神島郵便局		

年 月 日

鳥羽市 健康福祉課 御中
【FAX 0599-25-1154】

地域見守り活動連絡票

下記のとおり、異変を発見しましたのでお知らせします。

見守り活動者記載欄	連絡日時	年 月 日 ()	
	連絡者	午前・午後	時 分
	連絡者	連絡先	
	連絡者	連絡先 電話番号	
	連絡者	発見者氏名	
	対象者の状況等	異変発見日時	年 月 日 ()
	対象者の状況等		午前・午後 時 分
	対象者の状況等	対象者氏名	
	対象者の状況等	住 所	鳥羽市
	対象者の状況等	電 話 番 号	— —
対象者の状況等	異変の状況	<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする。 <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している <input type="checkbox"/> 家に滞りたがらない <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている。 <input type="checkbox"/> 極端にやせている。 <input type="checkbox"/> その他()	

年 月 日

鳥羽市建設課 御中

TEL:0599-25-1173

FAX:0599-25-5241

道 路 損 傷 等 連 絡 票

下記のとおり、道路損傷等を発見しましたのでお知らせします。

連絡先			
連絡先 電話番号			
発見者氏名			
発見日時	年 月 日		
	午前 ・ 午後 時 分頃		
発見場所	路線名	国道	号
		県道	線
	市道	線	
市町名	町 地内		
目印等			
道路損傷等の状態 (右の該当する箇所の□にチェック。)	<input type="checkbox"/> 1	穴ぼこ	
	<input type="checkbox"/> 2	落石	
	<input type="checkbox"/> 3	倒木	
	<input type="checkbox"/> 4	側溝蓋の損傷	
	<input type="checkbox"/> 5	その他	
道路通行への影響 (通行への支障の有無を下記□にチェック。)			
<input type="checkbox"/> 有			
<input type="checkbox"/> 無			

年 月 日

鳥羽市環境課 御中
FAX:0599-21-0958

不法投棄連絡票

下記のとおり、不法投棄を発見しましたのでお知らせします。

連絡先		
連絡先 電話番号		
発見者氏名		
不法投棄の内容		
発見日時	年 月 日	
	午前 ・ 午後 時 分頃	
発見場所	路線名	国道 号 県道 線 市道 線
	市町名	町 地内
	目印等	

15-53 太陽光発電蓄電池式 LED 灯の設置に関する協定

三交不動産株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、太陽光発電蓄電池式LED灯（以下「LED灯」という。）の設置について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙がLED灯を設置したことにより、指定緊急避難場所である日和山山頂公園へ効果的な誘導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置用地）

第2条 LED灯の設置に要する土地（以下「設置用地」という。）は、別紙「1. 設置用地」に掲げる場所とする。

（設置機器）

第3条 設置するLED灯は、別紙「2. 設置機器」に掲げる機器とする。

（設置機器の維持管理等）

第4条 乙は、設置機器を維持管理するものとし、設置機器の維持補修費等に要する経費は、すべて乙の負担とする。

2 LED灯の故障、LED灯の落下等不測の事態に関する苦情等については、乙の責任において対応する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（免責）

第6条 天変地変等、甲乙いずれの責めにも帰することができない不可抗力によって生じた甲乙の損害について、甲及び乙は互いにその責を負わない。

（原状回復）

第7条 乙は、協定終了後は、設置機器を乙の負担と責任において、速やかに撤去し、原状回復を行うものとする。

（協定の変更）

第8条 LED灯の設置に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上この協定を変更することができる。

（損害賠償）

第9条 乙は、本協定内容を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲	住所 氏名	三重県津市丸之内9番18号 三交不動産株式会社 取締役社長 高林 宇	
乙	住所 氏名	三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号 鳥羽市長 中村 欣一郎	

15-54 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鳥羽市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月3日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市
市長

中村欣一郎 

乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 中部支社
支社長

荒不康博 

15-55 火災時における消防用水の確保に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と志摩生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、甲の管轄区域内において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火災時」という。）において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は大規模な火災が発生した場合に、甲において用水の供給支援に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、火災時において消防用水の供給を必要とする事態が発生したときは、乙に対して災害応急対策に必要な用水確保の要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、第2条の規定による協力が終了したときは、協力内容を災害応急対策に必要な消防用水確保の実績報告書（第2号様式）及び業務従事者・業務内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく支援に要した費用については、実費を勘案し甲乙協議のうち、負担額を決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 この協定に基づいて協力に従事した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥羽市消防本部消防長、乙においては志摩生コンクリート協同組合代表理事とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうち定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

附 則

この協定は、平成30年11月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長 中村欣一郎



乙 三重県志摩市大王町船越234番地3
志摩生コンクリート協同組合

代表理事 稲葉



第1号様式（第2条関係）

鳥消第 号
年 月 日

志摩生コンクリート協同組合
代表理事 様

鳥羽市
鳥羽市長

火災時における消防用水の確保に関する供給支援要請書

「火災時における消防用水の確保に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

災 害 種 別	
要 請 の 内 容	
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 場 所	
災 害 の 状 況	
必 要 水 量	トン
必 要 台 数 (必要車両種別)	トン車 台、 トン車 台 ※進入可否、車両展開場所等を確認すること
運 搬 経 路	
●想定される危険・注意事項	
●その他	

	要請機関名	氏 名	連 絡 先
要 請 者			
現 地 責 任 者			

15-56 災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定

スギハラプロテック株式会社（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、乙の区域内において災害対策法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資集積場所の提供及び運営協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う救援物資集積場所の提供及び運営協力要請に関し、その手続き等について定め、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は甲に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲の所有又は管理する施設の使用
- (2) 救援物資運営に必要な資機材の提供及び協力
- (3) その他乙の要請により甲が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）の要請は、要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

（協力業務の方法）

第4条 甲は前条の規定により要請を受けたときは、乙の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 施設及び資機材の使用料は無償とする。

（施設・資機材の破損時の対応）

第6条 使用された施設・資機材が破損した場合については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りではない。

（損害補償）

第7条 乙は、協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の例により、これを補償するものとする。

（連絡調整等）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者及び連絡先を別途定めるとともに、平時より連絡調整を行うよう努めるものとする。

2 甲は、乙から要請があったときは、可能な範囲内で乙が実施する訓練に参加するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 甲及び乙は、協力業務の実施にあたり、相互に災害情報の積極的な提供を行うものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協力業務を行う場合において知った相手方の秘密情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月27日

甲) 三重県鳥羽市松尾町 304-56

スギハラプロテック株式会社

代表取締役 杉原 新一



乙) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



第1号様式（第3条関連）

第 年 月 日 号

スギハラプロテック株式会社 様

鳥羽市長



要 請 書

災害時における救援物資集積場所の提供等協力業務について、次のとおり要請します。

(1) 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 協力業務 の 内 容	
(4) そ の 他 必要事項	

15-57 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と八木段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、鳥羽市内において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

第2条（協力の要請及び受諾）

- 1 甲は、災害時に段ボール製品の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

第3条（段ボール製品の種類）

前条の段ボール製品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)簡易ベッド
- (2)シート
- (3)その他 乙の取り扱う商品

第4条（手続き等）

- 1 乙は、甲の指定する場所に段ボール製品を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ受け取るものとする。
- 2 乙は、搬送終了後速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

第5条（経費の負担）

- 1 甲は乙に対し、前条の規定により納品された段ボール製品及びその運搬に対する費用について負担するものとする。
- 2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第6条（経費の支払）

経費は乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときはその内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

第7条（連絡窓口）

甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。
また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、平成31年2月5日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかからも特段の申し出がない場合は更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

第9条（疑義の解決）

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成31年2月5日

甲：鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎



乙：伊勢市小俣町湯田1028番地の1
八木段ボール株式会社
代表取締役

八木 雅文



15-58 災害時における応援業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、鳥羽市内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に鳥羽市災害対策本部を設置し、かつ、鳥羽市内に災害救助法が適用された場合において、応援業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (2) 登記及び境界関係無料相談所の開設
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況
- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は当該要請後、速や

かに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(応援業務への従事)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(応援業務の報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について速やかに業務報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。但し、相談所の開設に要した費用については無償とする。

(相談者の負担)

第8条 甲の要請による応援業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(書類の提出)

第9条 乙は毎年1回 次の書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(訓練協力)

第11条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議の上、これに協力するものとする。

(資料の交換及び協議)

第12条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて

次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

- (1) 鳥羽市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 25 日

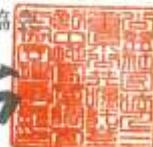
甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎



乙 三重県津市西丸之内 21 番 19 号
公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協
代表理事

田中考治



年 月 日

要 請 書

公益社団法人、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 様

鳥羽市長 _____ ㊟

災害時における応援業務に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

応 援 場 所							
応 援 目 的							
被 害 状 況							
応 援 業 務 内 容							
備 考							
連 絡 先 及 び 担 当 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">担当者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話</td> <td></td> <td style="text-align: center;">FAX</td> </tr> </table>		課	担当者	電話		FAX
	課	担当者					
電話		FAX					

年 月 日

業 務 報 告 書

鳥羽市長 様

公益社団法人
三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 印

災害時における応援業務に関する協定書第6条の規定により下記のとおり報告します。

活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応 援 場 所	
応 援 目 的	
被 害 状 況	
応 援 業 務 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	
担 当 者	

15-59 災害時に係る情報発信等に関する協定

鳥羽市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、鳥羽市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鳥羽市が鳥羽市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鳥羽市の行政機能の低下を軽減させるため、鳥羽市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、鳥羽市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鳥羽市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鳥羽市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 鳥羽市が、災害発生時の鳥羽市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 鳥羽市が、鳥羽市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 鳥羽市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鳥羽市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく鳥羽市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、鳥羽市から提供を受ける情報について、鳥羽市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鳥羽市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鳥羽市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鳥羽市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019年 6月 17日

鳥羽市：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



15-60 災害時における資器材のレンタルに関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資器材（以下「資器材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、鳥羽市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資器材の供給を必要とするときは、乙に対し資器材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資器材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資器材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資器材）

第3条 乙が甲に提供する資器材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資器材の見込み数量を報告するものとする。

（資器材の運搬及び引き渡し）

第4条 甲は、要請した資器材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資器材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資器材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資器材を運搬し、及び提供する場合には、当該資器材の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資器材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年6月19日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地

株式会社 ダイワテック

代表取締役社長 岡 忠志



15-61 地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供について

鳥羽市（以下、「甲」という。）および株式会社 ZTV（以下、「乙」という。）は、甲が平成30年12月6日付で回答した「乙の地域BWA無線局への同意書」に基づき、乙が提供する地域BWA回線を利用した避難所Wi-Fiを甲が使用するにあたり、乙が甲に提供する地域BWA受信機（以下、「機器」という。）および地域BWAを利用した通信回線（以下、「通信回線」という。）の取り扱いについて、下記のとおり定める。

（対象および機器）

1. 乙が別途構築する地域BWA送信局から送信される電波（以下、「地域BWA電波」という。）が届く範囲にある甲の指定避難所（以下、「避難所」という。）に対して、乙は甲に機器を提供する。提供数量は避難所1ヶ所につき機器1台とし、機器1台毎に最大32台のWi-Fi端末が利用できるものとする。なお、設置先・端末番号・設置日等は別紙の端末管理表で管理し、機器の追加等があった場合は端末管理表を更新する。

（利用範囲）

2. 機器の使用は、甲が避難所を開設する日時に限ることとする。ただし、試験・訓練等で利用する場合などは、事前に乙に通知することにより、乙はその利用を認める。なお、避難所の開設については事後通知でも可能とする。通知の無い利用があった場合および通常時より利用が認められる場合は、乙は通常時の月額利用料相当額を甲に請求することができるものとする。

（提供期間）

3. 機器および通信回線の提供期間は、端末管理表記載の設置日より3年間とする。提供期間経過後の取扱いは、技術動向等を踏まえ、甲乙間で再協議することとする。

（機器の所有）

4. 機器の所有権は乙が保持するものとし、甲に無償で貸し出すものとする。甲は責任を持って機器を管理し、機器が故障した場合は、乙は甲に無償にて代替の機器を提供するものとする。ただし、機器を紛失した場合、または故意に故障させた場合には、乙は甲に有償にて代替の機器を提供するものとする。

（通信回線の提供）

5. 通信回線は、乙が甲に無償で提供するものとする。

（SSID）

6. 端末が機器にWi-Fi接続するためのSSIDは「00hinanjo_ztvfree」とし、接続用のパスワードは設定しないものとする。

(免責事項)

7. 通信回線の停止が発生した場合は、乙は、如何なる場合も、一切の責任を負わないのとする。

(協議事項)

8. 本覚書に記載されない事項が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議をおこなう。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を持する。

令和元年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番地1
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎 

乙 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ZTV
取締役社長 田村 憲司 

15-62 「鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が協働して添付別紙記載の印刷物（以下「印刷物」という。）を発行することに関して、以下の通り協定書を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、甲の提示する広告掲載基準に従い印刷物に掲載する広告を募集したうえで、印刷物を作成するものとする。

2 甲は、印刷物を自己の費用負担で添付別紙記載の通り配布するものとする。

（仕 様）

第2条 印刷物の仕様は、添付別紙記載の通りとする。

2 甲又は乙の都合により添付別紙記載の仕様を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、当該内容を変更できるものとする。なお、当該変更が甲からの要求によるものであるときは、乙は、添付別紙記載の引渡し予定日を変更できるものとする。

（校 正）

第3条 乙は、印刷物の印刷を行う前に、印刷物の内容すべてについて甲に校正を求め、甲は、これに応じるものとする。

2 乙は、前項に基づく校了後の印刷物の内容については、修正・変更に応じないものとする。

（引渡し）

第4条 乙は、甲に対し、印刷物を添付別紙記載の条件に従って引き渡すものとする。

（検 査）

第5条 甲は、添付別紙記載の検査期間内に、印刷物の数量及び外観について検査し、検査結果を乙に通知するものとする。なお、当該期間内に甲が検査結果を乙に通知しなかったときは、当該期間満了日に検査に合格したものとみなすものとする。

2 乙は、前項の検査結果が不合格の場合は、速やかに修正、取替え又は追加に応じるものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲は、乙の要請がある場合、印刷物の発行に必要な写真、デザインその他の資料（以下あわせて「甲保有情報」という。）を、乙に対して無償にて提供するものとする。

2 前項の場合、甲は、甲保有情報が第三者の有する著作権、特許権等の知的財産権又は営業秘密その他の権利、利益を侵害していないことを保証するものとする。

3 甲は、乙の要請がある場合、印刷物に掲載する広告の募集に関し、乙に対して協力を行うものとする。

（著作権の帰属）

第7条 印刷物のうち、甲保有情報の著作権は甲に帰属するものとし、甲保有情報を除く部分の著作権は乙に帰属するものとする。

（利用許諾）

第8条 乙は、甲に対し、添付別紙第1項所定のデータファイル（以下「本データ」という。）について、添付別紙第7項に定める公衆送信許諾期間中、本データの全部又は一部を、甲が管理するサーバに格納（複製）し、添付別紙第6項所定の甲サイト（以下「甲サイト」という。）上で自動公衆送信（送信可能化を含む。）することを無償で許諾するものとする。

2 甲は、前項で許諾された利用方法以外の利用を行う場合は、甲乙別途協議のうえ、書面にて合意した条件で利用することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 甲は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1)印刷物及び本データ（以下あわせて「納入物」という。）は、添付別紙所定の仕様とし、本協定書で明示的に合意された場合を除き、納入物の一部でも複製、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をしないこと。
- (2)本協定書で明示的に合意された場合を除き、有償・無償を問わず、また、譲渡、使用許諾、送信その他方法及び形態の如何を問わず、納入物（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む）の一部でも第三者に使用させないこと。
- (3)公衆送信許諾期間終了後、直ちに甲のサーバから本データを消去すること。
- (4)乙の著作権表示を乙が指定した場合、乙指定の場所、態様で表示すること。

(納入物の内容及び品質)

第10条 乙は、第5条第2項の場合を除き、納入物の内容（甲保有情報に起因するものを含む。）及び品質について、責任を負わないものとする。

(問い合わせ対応)

第11条 納入物に関する利用者又はその他第三者からの問い合わせ・苦情等への対応は、甲乙相互に協力して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本協定書の履行上知り得た相手方の秘密情報を、本協定書の履行のためにのみ使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が本協定書に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通知後15日以内に是正されない場合、何ら催告をすることなく、直ちに本協定書を解除できるものとする。

- 2 甲又は乙は、本協定書に別段の定めがある場合を除き、相手方の債務不履行により損害を被ったときは、解除の有無にかかわらず、相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

(その他)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定書に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

- 2 甲乙間に本協定書の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2019年 6月24日

甲：三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 中村欣一郎



乙：三重県津市海岸町4番12号

株式会社ゼンリ 営業所
所長 山本 徹



<添付別紙>

1	納入物	(1)印刷物 (2)データファイル (印刷物のPDFファイル)	
2	納入物の仕様・数量	(1)印刷物	名称 「鳥羽市ハザードマップ」
			規格 A1 (一枚物)
			綴じ 4度折り
			紙質 表紙：ニューVマット A判 57.5kg 本文：同上
			色数 4色
			総ページ数 2ページ (表面・裏面) 表紙：1ページ 本文：1ページ (行政情報ページ：2ページ)
		印刷部数 12,000部	
		(2)データファイル	CD-R：1枚
3	納入物の引渡し	引渡し予定日	2020年2月14日
		引渡し場所	甲の防災危機管理室 (住所：鳥羽市鳥羽三丁目1-1)
		引渡し部数	11,000部
4	納入物の検査	検査期間	納入日から3日間
5	印刷物の配布	<p>甲は、鳥羽市内の全世帯に対し可能な限り印刷物を配布するものとする。なお、受取拒否及び配布不可能の場合はこの限りではない。</p> <p>配布予定期間：2020年2月25日から 2020年3月25日まで。</p> <p>また、配布の結果、残った印刷物については、上記配布予定期間にかかわらず、甲の防災危機管理室窓口にて配布するものとする。</p>	
6	甲サイト	鳥羽市ホームページ (https://www.city.toba.mie.jp/)	
7	公衆送信許諾期間	2020年4月1日から2024年3月31日まで	
8	その他	特になし	

以上

15-63 各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および 情報連携に関する協定

鳥羽市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2)「乙の託送供給区域」とは、鳥羽市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

- 二 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲および乙の協議により解決にあたるものとする。

- (1) 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- (2) 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 烏羽市役所 総務課 防災危機管理室
- (乙) 中部電力パワーグリッド株式会社
伊勢営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するも

のとする。

- 二 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

2020年 6月 9日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲 鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



三重県伊勢市岩渕一丁目9番24号

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

伊勢営業所長 中西 利夫



15-64 特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害発生時」とは、甲が災害対策基本法に基づく避難勧告等の避難情報を発令する広域的な自然災害等が発生し、緊急の通信を必要とする多数の被災者や帰宅困難者等が生じているときをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する引込線、保安器、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する前項の設備が甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置箇所一覧」（別紙1）を乙が作成し、甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙2に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める定期試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、避難所を開設した場合で甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を廃止した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の報告を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辭又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本協定書は、令和2年7月6日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和2年7月6日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 津市桜橋二丁目149番地
西日本電信電話株式会社

三重支店長

杉本 浩



鳥羽市 特設公衆電話設置箇所一覧

NO	設置住所	設置箇所名	設置数
1			
2			
3			

情報管理責任者（変更）通知書

別紙2

令和 年 月 日

西日本電信電話株式会社
三重支店長

殿

鳥羽市長

印

「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

通称所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(正)	TEL FAX
	(副)	TEL FAX

情報管理責任者（変更）通知書

別紙2

令和 年 月 日

鳥羽市長

殿

西日本電信電話株式会社
三重支店長

印

「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

通称所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(正)	TEL FAX
	(副)	TEL FAX

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
西日本電信電話株式会社による試験	<p>①西日本電信電話株式会社から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社が修理を実施します。</p>
鳥羽市による通話試験	<p>① 避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、鳥羽市総務課に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社故障受付部門（113）への連絡を実施します。</p>

15-65 災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）、志摩市（以下「乙」という。）、南伊勢町（以下「丙」という。）及び鳥羽志勢広域連合（以下「丁」という。）は、甲、乙又は丙の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害ボランティアセンター設置場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを設置するため、丁に対して行う必要な手続等について定めることとする。

（使用要請）

第2条 甲、乙又は丙は、災害ボランティアセンターを鳥羽志勢クリーンセンター（鳥羽市白木町247番地10）に設置することが適当と判断したときは、甲乙丙で協議の上、丁に要請書（第1号様式）を提出することにより使用要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で使用要請し、後日、要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第3条 丁は前条の規定により要請を受けたときは、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを設置するときは、事前に丁と協議して施設等の使用期間、使用範囲、使用内容等を定めるものとする。

（使用料）

第5条 施設等の使用料は無償とする。

（原状回復）

第6条 甲、乙及び丙は、災害ボランティアセンターを閉鎖し、又は移転する場合は、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。
2 丁の事情により、災害ボランティアセンターの閉鎖又は移転が必要となった場合は、甲、乙及び丙は直ちに閉鎖し、又は移転し、甲、乙及び丙の責任と負担において原状回復を行うものとする。

（施設等の破損時の対応）

第7条 甲、乙及び丙は、使用した施設等が破損した場合については、自己の責任において原形復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震等の災害により損傷した箇所についてはこの限りでない。

（有効期間等）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期

間満了の日の3箇月前までに、甲、乙、丙又は丁いずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年10月12日

甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙) 三重県志摩市阿児町籾方 3098 番地 22

志摩市

志摩市長 竹内 千尋



丙) 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

南伊勢町

南伊勢町長 小山 巧



丁) 三重県志摩市磯部町迫間 22 番地

鳥羽志勢広域連合

鳥羽志勢広域連合長 竹内 千尋



第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

長 印

要 請 書

令和2年10月12日に締結した「災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定書」に基づき、次のとおり使用を要請します。

(1) 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 内 容	
(4) その他 必要事項	

15-66 水道施設の災害に伴う応援協定書

鳥羽市水道事業（以下「甲」という。）と 第一環境株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、大規模事故等の災害（以下「災害等」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するため、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に応援を要請することができる。
2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（応援要請の方法）

第3条 甲が乙に対して行う応援要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り行うものとする。

- （1）要請の理由（災害等の状況）
- （2）応援業務の内容及び人員等
- （3）要請の期間及び内容
- （4）その他必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。
2 応援要員は、甲の指示に従い応援業務を行う。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、次のとおりとする。

- （1）広報活動
- （2）電話対応
- （3）応急給水活動
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

（自主応援）

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する応援の要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、第2条の応援の要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の応援業務を行うにあたり、特別な事由がある場合を除きその費用は無償とする。

2 特別な事由がある場合とは、甲の休業日及び営業時間外の応援業務、材料費や工事請負費等の費用が発生した場合をいい、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は応援業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、令和4年9月30日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年3月11日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号

鳥羽市水道事業

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号

第一環境株式会社 中部支店

中部支店長 阿部 謙



15-67(1) 災害等における水道施設等の緊急対応業務に関する協定書

鳥羽市水道事業（以下「甲」という。）と 東海メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、大規模事故等の災害（以下「災害等」という。）の発生時における緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生により、別紙「協定（緊急対応業務）施設一覧表」の施設（以下「水道施設等」という。）が被災した場合、早期の復旧を図るため、甲の要請に基づき乙が実施する緊急対応業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に緊急対応を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（緊急対応要請の方法）

第3条 甲が乙に対して行う緊急対応要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り行うものとする。

- (1) 要請の理由（災害等の状況）
- (2) 緊急対応業務の内容及び人員等
- (3) 要請の期間及び内容
- (4) その他必要な事項

（緊急対応要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により緊急対応の要請を受けたときは、速やかに緊急対応業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 緊急対応要員は、甲の指示に従い緊急対応業務を行う。

（緊急対応業務）

第5条 乙が行う緊急対応業務は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設等における破損個所の応急措置等
- (2) 水道施設等において発生した被害の復旧に係る緊急措置等、技術支援（機能診断調査等）等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

（自主対応）

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する緊急対応の要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の緊急対応を実施することができるものとする。この場合は、第2条の緊急対応の要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の緊急対応業務に要する費用については無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は緊急対応業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による緊急対応業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、令和4年3月31日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年3月11日

甲 三重県鳥羽市大明東町1番6号

鳥羽市水道事業

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 三重県津市久居甲町251番地1

東海メンテナンス株式会社

代表取締役社長 奥野 徹



15-67(2) 災害等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と 東海メンテナンス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、大規模事故等の災害（以下「災害等」という。）の発生時における緊急対応業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生により、別紙「協定（緊急対応業務）施設一覧表」の施設（以下「下水道施設等」という。）が被災した場合、早期の復旧を図るため、甲の要請に基づき乙が実施する緊急対応業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、第1条の目的のために必要がある場合は、乙に緊急対応を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（緊急対応要請の方法）

第3条 甲が乙に対して行う緊急対応要請は、次に掲げる事項に関し文書又は口頭により執り行うものとする。

- （1）要請の理由（災害等の状況）
- （2）緊急対応業務の内容及び人員等
- （3）要請の期間及び内容
- （4）その他必要な事項

（緊急対応要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により緊急対応の要請を受けたときは、速やかに緊急対応業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 緊急対応要員は、甲の指示に従い緊急対応業務を行う。

（緊急対応業務）

第5条 乙が行う緊急対応業務は、次のとおりとする。

- （1）下水道施設等における破損個所の応急措置等
- （2）下水道施設等において発生した被害の復旧に係る緊急措置等、技術支援（機能診断調査等）等
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲が要請する業務

（自主対応）

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が第2条に規定する緊急対応の要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の緊急対応を実施することができるものとする。この場合は、第2条の緊急対応の要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が行う第5条の緊急対応業務に要する費用については無償とする。ただし、特別な事由がある場合には、甲と乙が協議し、その都度定めるものとする。

(危険負担)

第8条 乙は緊急対応業務の実施にあたり、乙の責に帰する理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲から必要な指示を受け、乙の責任と負担において対処するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した緊急対応要員が、緊急対応業務に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第11条 乙は、この協定による緊急対応業務に協力できる人員、器材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、令和5年3月31日までその効力を持続する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和3年3月11日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 三重県津市久居中野2-5-1番地1
東海メンテナンス株式会社
代表取締役社長 奥野 徹



協定（緊急対応業務）施設一覧表

施設名	所在地	管理業務 契約の有無	備考
相差浄化センター	烏羽市相差町地内	有	
中継ポンプ場	烏羽市相差町地内	有	
マンホールポンプ	烏羽市相差町、畔蛸町地内	有	1 1箇所
公共樹（ポンプ圧送）	烏羽市相差町、畔蛸町地内	有	2 6箇所

15-68 災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と、佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における備蓄物資及び支援物資（以下「物資」という。）の受け入れ及び輸送、輸送拠点等の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、甲の市域における災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する物資等の避難所等への輸送
- (2) 甲の管理する輸送拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等）
- (3) 乙の管理する物資拠点の輸送拠点としての提供
- (4) 乙の管理する輸送拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 乙は、甲から前項の規定により要請を受けたときは、物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力を可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲が前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、要請書（様式1）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、実績報告書（様式2）にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第5条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

(情報共有及び協議)

第7条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は平時から災害時等に関する情報を共有するよう努め、また必要に応じ協議を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 愛知県小牧市三ツ渕作1350
佐川急便株式会社 中京支店
支店長 広瀬 禎幸

様式1（第3条関係）

年 月 日

佐川急便株式会社中京支店
支店長 様

鳥羽市長

要 請 書

「災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書」
第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- 市が管理する物資等の避難所等への輸送
- 市の管理する輸送拠点の運営管理
- 佐川急便株式会社中京支店の管理する物資拠点の輸送拠点としての提供
- 佐川急便株式会社中京支店の管理する輸送拠点の運営管理
- その他

2 要請内容

- ・ 必要とする車両数 台、人員 人、資機材（ ）
- ・ 輸送拠点
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

年 月 日

鳥羽市長 様

佐川急便株式会社中京支店
支店長 ⑩

実績報告書

年 月 日付で要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告
します。

記

1 支援内容

- 市が管理する物資等の避難所等への輸送
- 市の管理する輸送拠点の運営管理
- 佐川急便株式会社中京支店の管理する物資拠点等の輸送拠点としての提供
- 佐川急便株式会社中京支店の管理する輸送拠点の運営管理
- その他

2 実施内容

- ・ 使用した車両数 台、人員 人、資機材（ ）
- ・ 輸送拠点
- ・ 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

3 その他参考となる事項

15-69 地震等災害の応急対策活動の協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士会志摩支部（以下「乙」という。）とは、地震等災害時における被災建築物に対する応急業務を行うため、三重県建築物震後対策推進協議会規約第2条に基づき必要な初動活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被災建築物に対する応急業務を行うために必要とする乙の応援について、その業務を円滑かつ速やかに実施することを目的とする。

（支援協力）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）甲が指定する避難所施設の応急危険度判定
- （2）上記以外の甲が指定する市有施設の応急危険度判定
- （3）その他甲が必要とする支援

2 前項の規定により指定する被災建築物、必要とする支援は甲と乙の協議により決定するものとする。

（応急対策活動業務の基準）

第3条 前条の支援は、三重県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行うものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条の支援業務が必要と認めるときに、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）応急危険度判定士による安全確認支援業務の実施内容
- （3）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 本市域において震度6弱以上の地震が発生した場合には、乙は甲から前条の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときに、甲に対してすみやかに文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、甲から要請があったときは、無償で従事するものとする。

(補償等)

第8条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し従事したものが、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる必要な補償を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号又は第2号に従事したものにあっては、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度による。

(第三者に対する損害)

第9条 乙が第2条の規定による被災建築物の応急業務の従事に伴い、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

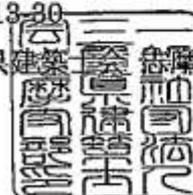
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月14日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 志摩市阿児町神明 1113-30
一般社団法人 三重県建築士会 志摩支部
支部長 片山 正司



1 6 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表

指定番号	名称	所在地	緯度経度	着陸場連絡先 電話番号	面積 (㎡)	離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水の 必要性
211-01	鳥羽展望台	鳥羽市国崎町大岳 3-3	N 34° 25' 40 E136° 54' 53	有限会社 ノア 0599-33-6201	38×21 798	C	無	舗装	無
211-02	市民の森公園	鳥羽市大明東町 2090-224	N 34° 28' 14 E136° 50' 55	鳥羽市役所建設課管理係 0599-25-1171	70×63 4410	C	無	芝生	無
211-03	旧桃取小学校グラウンド	鳥羽市桃取町 21	N 34° 30' 42 E136° 51' 01	桃取小学校 0599-37-3009	80×48 3840	C	有	赤土	有
211-04	答志小学校グラウンド	鳥羽市答志町 941-1	N 34° 31' 30 E136° 53' 59	答志小学校 0599-37-2032	78×46 3588	C	有	赤土	有
211-05	鳥羽高等学校グラウンド	鳥羽市安楽島町 1459	N 34° 27' 56 E136° 50' 49	鳥羽高等学校 0599-25-2935	150×120 18000	B	無	砂質	有
211-06	神島中学校グラウンド	鳥羽市神島町 505-2	N 34° 32' 38 E136° 58' 56	神島中学校 0599-38-2009	89×64 5696	C	無	赤土	有
211-08	旧坂手小学校グラウンド	鳥羽市坂手町 938	N 34° 29' 08 E136° 51' 40	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	51×36 1836	C	有	赤土	有
211-09	旧鳥羽小学校グラウンド	鳥羽市鳥羽三丁目 1-16	N 34° 28' 49 E136° 50' 39	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	33×33 1089	C	有	砂質	有
211-10	旧鏡浦小学校グラウンド	鳥羽市浦村町 1751-4	N 34° 26' 51 E136° 54' 01	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	109×50 5450	C	有	砂質	有
211-11	弘道小学校グラウンド	鳥羽市相差町 1014	N 34° 23' 20 E136° 54' 07	弘道小学校 0599-33-6016	56×53 2968	C	有	砂質	有
211-12	鳥羽中央公園野球場	鳥羽市大明東町 3-2	N 34° 28' 06 E136° 50' 59	三幸株式会社 0599-25-6215	70×70 4900	C	無	芝生 赤土	無
211-13	菅島小学校グラウンド	鳥羽市菅島町 1-2	N 34° 29' 54 E136° 53' 57	菅島小学校 0599-34-2011	69×29 2001	C	有	砂質 赤土	有
211-14	鳥羽中央公園多目的グラウンド	鳥羽市大明東町 4-8	N 34° 28' 07 E136° 51' 12	三幸株式会社 0599-25-6215	90× 57 5130	C	無	芝生 赤土	無
211-15	神島漁港（漁具干場）	鳥羽市神島町地先	N 34° 33' 16 E136° 57' 52	鳥羽市神島連絡所 0599-38-2004	80×50 4000	C	無	舗装	無
211-16	池上公園	鳥羽市池上町 14-9	N 34° 28' 54 E136° 49' 40	鳥羽市役所建設課管理係 0599-25-1171	45×50 2250	C	有	芝生	無
211-17	株式会社 ホーベック	鳥羽市松尾町 1002-1	N 34° 25' 26 E136° 50' 58	株式会社 ホーベック 0596-37-7101	70×80 5,600	C	無	草地 土質	有
211-18	鳥羽市消防庁舎ヘリポート	鳥羽市船津町 1393-1	N 34° 27' 54 E136° 50' 47	鳥羽市消防本部 通信指令室 0599-25-2821	24×24 576	C	無	舗装	無

A : 200×100m(20000 ㎡)以上…中型機 5 機(大型機 2 機) B : 150× 70m(10500 ㎡)以上…中型機 3 機(大型機 1 機)

C : B 未満…中型機 2 機以下の対応

指定番号	名称	所在地	緯度経度	着陸場連絡先 電話番号	面積 (㎡)	離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水の 必要性
<u>211-19</u>	<u>菅崎園地ヘリポート</u>	<u>鳥羽市相差町 37-157</u>	<u>N 34° 22' 46</u> <u>E136° 54' 27</u>	<u>相差町内会</u> <u>0599-21-6660</u>	<u>50×40</u> <u>2080</u>	<u>C</u>	<u>無</u>	<u>草地</u> <u>土</u>	<u>有</u>

1 7 災害通信一覧表

1 移動系デジタル防災行政無線(移動系無線)

局名称	局番号	設置場所	局名称	局番号	設置場所
鳥羽市役所01	300	総務課	鳥羽市役所17	316	弘道小学校
鳥羽市役所02	301	税務課	鳥羽市役所18	317	鏡浦小学校
鳥羽市役所03	302	健康福祉課	鳥羽市役所19	318	菅島小学校
鳥羽市役所04	303	定期船課	鳥羽市役所20	319	志摩医師会(中村クニツグ)
鳥羽市役所05	304	建設課	鳥羽市役所21	320	答志保育所
鳥羽市役所06	305	建設課	鳥羽市役所22	321	鳥羽商船
鳥羽市役所07	306	水道課	鳥羽市役所23	322	神島連絡所
鳥羽市役所08	307	水道課	行政鳥羽市役所	100	総務課
鳥羽市役所09	308	教育委員会	とば 400(半固定)	400	加茂連絡所
鳥羽市役所10	309	消防本部	とば 401(半固定)	401	鏡浦連絡所
鳥羽市役所11	310	旧小浜小学校	とば 402(半固定)	402	長岡連絡所
鳥羽市役所12	311	あおぞら保育所	とば 403(半固定)	403	坂手連絡所
鳥羽市役所13	312	安楽島小学校	とば 404(半固定)	404	答志連絡所
鳥羽市役所14	313	鳥羽東中学校	とば 405(半固定)	405	桃取連絡所
鳥羽市役所15	314	鳥羽高校	とば 407(半固定)	407	神島連絡所
鳥羽市役所16	315	加茂中学校			

2 消防無線

(1) 消防デジタル無線

無線局種別	局名称	設置場所	備考
基地局	とばしょうぼう	市消防本部	
	とばしょうぼうはこたやま	〃	
陸上移動局	とば 1	〃	水槽付ポンプ車備付
	とば 2	〃	ポンプ車備付
	きゅうきゅうとば 1	〃	救急車備付
	きゅうきゅうとば 2	〃	〃
	きゅうきゅうとば 3	〃	〃
	とば 31	〃	はしご車備付
	とば 51	〃	査察指導車備付
	とば 52	〃	人員搬送車備付
	とば 53	〃	資機材搬送車備付
	とば 54	〃	指揮車備付
	とば 71	市消防本部	化学車備付
	とば 101	〃	携帯型
	とば 102	〃	〃
	とば 103	〃	〃
	とば 104	〃	〃
とば 105	〃	〃	

無線局種別	局名称	設置場所	備考
陸上移動局	とば 106	〃	〃
	とば 107	〃	〃
	とば 108	〃	〃
	とば 109	〃	〃
	とば 110	〃	〃
	とば 201	鳥羽市 坂手連絡所	可搬型
	とば 202	鳥羽市 菅島連絡所	〃
	とば 203	鳥羽市 答志連絡所	〃
	とば 204	鳥羽市 桃取連絡所	〃
	とば 205	鳥羽市 神島連絡所	〃
	とば 301	消防団 鳥羽分団	携帯型
	とば 302	〃 加茂分団	〃
	とば 303	〃 長岡分団	〃
	とば 304	〃 鏡浦分団	〃
	とば 305	〃 答志分団	〃
	とば 306	〃 桃取分団	〃
	とば 307	〃 菅島分団	〃
	とば 308	〃 神島分団	〃
	とば 309	〃 坂手分団	〃
	とば 310	〃 団本部	〃
	とば 311	〃 加茂分団 第1部	〃
	とば 312	〃 〃 第2部	〃
	とば 313	〃 〃 第3部	〃
	とば 314	〃 〃 第4部	〃
	とば 315	〃 〃 第5部	〃
	とば 316	〃 〃 第6部	〃
	とば 317	〃 長岡分団 第1部	〃
	とば 318	〃 〃 第2部	〃
	とば 319	消防団長岡分団 第3部	携帯型
	とば 320	〃 〃 第4部	〃
	とば 321	〃 〃 第5部	〃
	とば 322	〃 鏡浦分団 第1部	〃
とば 323	〃 〃 第2部	〃	
とば 324	〃 〃 第3部	〃	
とば 325	〃 答志分団 第4部	〃	

(2) 防災波無線

無線局種別	局名称	設置場所	備考
陸上移動局	ぼうさいとば 101	鳥羽市消防本部	携帯型 (防災相互通信用)
	ぼうさいとば 102	〃	〃
	ぼうさいとば 103	〃	〃
	ぼうさいとば 104	〃	〃
	ぼうさいとば 105	消防団 答志分団	〃
	ぼうさいとば 106	〃 桃取分団	〃
	ぼうさいとば 107	〃 菅島分団	〃
	ぼうさいとば 108	〃 神島分団	〃
	ぼうさいとば 109	〃 坂手分団	〃
	ぼうさいとば 110	〃 答志分団 第4部	〃

3 衛星携帯電話

	設置場所	台数	電話番号
1	総務課	1	080-2601-7856
2	答志中学校	1	080-2601-7862
3	桃取保育所	1	080-2601-7863
4	菅島小学校(校長室)	1	080-2601-7864
5	坂手診療所	1	080-2601-7865
6	神島保育所	1	080-2601-7866
7	消防本部	1	8816-224-95169
8	消防本部(現地指揮所)	1	8816-224-95170
合計		8	

1 8 防災関係機関電話番号一覧表

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話 (衛星系無線)
イ [市 関 係]			
鳥羽市災害対策本部(総務課)	25-1111	25-1138	080-2601-7856
〃 (建設課)	25-1171	25-5241	
〃 (健康福祉課)	25-1115	25-1154	
鳥羽市消防本部	25-2821	26-5024	8816-224-95169 8816-224-95170
〃 南鳥羽出張所	33-0019		
鳥羽市役所 加茂連絡所	25-2901	26-3356	
〃 鏡浦連絡所	32-5001	32-5753	
〃 長岡連絡所	33-6001	33-7364	
〃 坂手連絡所	25-3301	26-2493	
〃 神島連絡所	38-2004	38-2354	
〃 菅島連絡所	34-2004	34-2056	
〃 答志連絡所	37-2004	37-2879	
〃 桃取連絡所	37-3004	37-2878	
ロ [県 関 係]			
防災対策部 災害対策課 災害対策班	059-224-2189	059-224-2199	(101-8-2189)
南勢志摩地域活性化局 地域・防災課	0596-27-5115	0596-27-5251	(126-8-5115)
志摩建設事務所(総務課)	0599-43-5125	0599-43-1353	
県 立 志 摩 病 院	0599-43-0501	0599-43-2507	
県 立 鳥 羽 高 等 学 校	0599-25-2935	0599-25-2068	
ハ [警 察 自 衛 隊]			
鳥羽警察署(警備課)	25-0110	25-0110(切替)	
陸上自衛隊第33普通科連隊第3科	059-255-3133	059-255-3133(切替)	
陸上自衛隊航空学校企画室	0596-37-0111	0596-37-0111(切替)	
ニ [指 定 地 方 行 政 機 関]			
鳥羽海上保安部(警備救難課)	25-0118	26-4998	
東 海 農 政 局	052-223-4609	052-223-4628	
中部地方整備局三重河川国道事務所	059-229-2223	059-229-2263	
津 地 方 気 象 台	059-228-2022	059-246-8484	

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話
ホ [指 定 公 共 機 関]			
西日本電信電話株式会社三重支店	059-223-9330	059-227-6140	
(株)ドコモCS東海三重支店	059-229-2851	059-229-1013	090-3158-6542
KDDI(株) 中部総支社	052-747-8071	052-747-8075	
ソフトバンク (株)	052-388-2420	052-388-2412	
日本赤十字社三重県支部	059-227-4145	059-227-6245	
日本放送協会津放送局	059-229-3000	059-229-3029	
東海旅客鉄道(株)伊勢市駅	0596-28-3670	0596-25-9174	
中部電力パワーグリッド(株)伊勢営業所	0596-23-8580	0596-24-1479	
(株)鳥羽郵便局	25-4940	26-3925	
へ [指 定 地 方 公 共 機 関]			
三重県医師会 志摩医師会	0599-44-0176	0599-44-0178	
近畿日本鉄道株式会社鳥羽駅	25-2126	25-2127	
三重交通(株)伊勢営業所	0596-25-7131	0596-28-8772	
三重県トラック協会	059-227-6767	059-225-2095	870-772581054
三重県LPガス協会鳥羽協議会 (有限会社中村松兵衛商店)	25-2405	25-4656	(令和3年度末、任期終了のため確認が必要)
ト [そ の 他]			
鳥羽商工会議所	25-2751	26-4988	
伊勢農業協同組合 鳥羽支店	25-2902	26-2811	
鳥羽磯部漁業協同組合 総務指導課	25-2328	25-9080	
鳥羽市水道組合 (有限会社 大進ハウジング)	26-3258	25-3503	(令和3年度末、任期終了のため確認が必要)
鳥羽市観光協会	25-3019	25-6358	
鳥羽市社会福祉協議会	25-1188	25-1117	

19 指定避難所等一覧表

津波避難場所及び風水害等避難所との関係			津波避難場所	風水害等避難所		
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所
			津波(海拔 m)	洪水/高潮	土砂	
1	小浜町	鳥羽グランドホテル(駐車場)	○(20)	—	—	—
2		湯快リゾート鳥羽彩朝楽	○駐車場(23)	○	○	○
3		ガーデンヒルズ利平治(駐車場)	○(19)	—	—	—
4		旧小浜小学校	※3階(16)	○	○2階以上	○
5	堅神地区 池上地区 屋内地区	鳥羽小学校	○グラウンド(9)	○	○	○
6		堅神公民館	—	—	—	○
7		鳥羽商船高専 第2体育館	○横広場(16)	○	○	○
8		あおぞら保育所	○グラウンド(20)	○	○	○
9		裏萩山公園	○(40)	—	—	—
10	鳥羽地区 (鳥羽一丁目 鳥羽二丁目 鳥羽三丁目 鳥羽四丁目 鳥羽五丁目)	美台集会所	○第二公園(24)	○	—	○
11		城山公園	○(23)	—	—	—
12		日和山公園	○(42)	—	—	—
13		旧鳥羽小学校	○グラウンド(39)	—	—	—
14		ミキモト鳥羽工場敷地	○(30)	—	—	—
15		奥谷公園	○(15)	—	—	—
16		あしたば作業所	○駐車場(27)	○	—	○
17		鳥羽国際ホテル(駐車場)	○(30)	—	—	—
18		扇芳閣(駐車場)	○(36)	—	—	—
19		鳥羽市役所西庁舎	—	○	○	○
20		戸田家	—	○	○	○
21		NTT西日本鳥羽ビル	—	—	○	○
22		JR 東海鳥羽駅	—	○	—	—
23		近畿日本鉄道 鳥羽駅	—	○	—	—
24		若竹集会所	—	○	—	○
25		安楽島地区 (安楽島町 高丘町 大明東町 大明西町)	鳥羽高校	○校庭(11)	○体育館	○体育館
26	鳥羽東中学校		○グラウンド(36)	○	○	○
27	桜ヶ丘緑地		○(27)	—	—	—
28	第1安楽島苑公園		○(46)	—	—	—
29	安楽島小学校		※3階(22)	○	○	○
30	かんぼの宿鳥羽		○駐車場(44)	○	○	○
31	てんぐ山		○(20)	—	—	—
32	鳥羽市武道館		—	—	○	○
33	鳥羽市民体育館2階		—	○	○	○
34	鳥羽シーサイドホテル		—	○	○	○
35	安楽島公民館(2階)		—	○	○	○
36	安楽島保育所		—	○	○	○

▲ 緊急的に避難するのは適していません。状況により、生活を送るための避難所として運用します。□

津波避難場所及び風水害等避難所との関係		津波避難場所	風水害等避難所			
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所
			津波(海拔 m)	洪水/高潮	土砂	
37	加茂地区 幸丘 船津町 若杉町 岩倉町 河内町 松尾町 白木町	加茂小学校	※3階(14)	—	○	○
38		加茂中学校	※3階(22)	○	○	○
39		鳥羽陽光苑敷地	○(27)	—	—	—
40		船津保育所グラウンド	○(21)	—	—	—
41		鳥羽市園芸センター敷地	○(38)	—	—	—
42		幸丘公園	○(15)	—	—	—
43		若杉町多目的広場	○(16)	—	—	—
44		隠殿岡第一公園	○(33)	—	—	—
45		船津コミュニティセンター	—	○	○	○
46		若杉公民館	—	○	○	○
47		みどりが丘集会所	—	○	○	○
48		河内公民館	—	—	○	○
49		松尾公民館	—	○	—	○
50		なごみ	—	—	○	○
51		白木公民館	—	○	—	○
52	長岡地区 相差町 国崎町 畔蛸町 千賀町 堅子町	長岡中学校	※屋上(19)	○	○	○
53		神明神社境内	○(18)	—	—	—
54		リゾートヒルズ豊浜(駐車場)	○(16)	—	—	—
55		ホテルクローバー風薫(駐車場)	○(28)	—	—	—
56		別館 すずき(駐車場)	○(32)	—	—	—
57		民宿旅館 山川(駐車場)	○(26)	—	—	—
58		相差保育所	○グラウンド(33)	○	○	○
59		五感の宿 慶泉(駐車場)	○(40)	—	—	—
60		国崎保育所跡地	○(26)	—	—	—
61		御宿 瀬乃崎(駐車場)	○(26)	—	—	—
62		旭分校跡地	○(28)	—	—	—
63		弘道小学校	—	○	○	○
64		千賀公民館2階	—	○	○	○
65		旧堅子公民館2階	—	○	○	○
66		鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	—	○	○	○
67	鏡浦地区 石鏡町 今浦 本浦	旧鏡浦小学校	○グラウンド(12)	○	○	○
68		本浦老人憩の家前広場	○(12)	—	—	—
69		サン浦島 悠季の里(駐車場)	○(20)	—	—	—
70		与吉屋(駐車場)	○(44)	—	—	—
71		中山かき直売所(駐車場)	○(20)	—	—	—

※は建物の最上階や屋上などで、逃げ遅れた場合や避難するのに時間がかかる避難行動要支援者などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。

津波避難場所及び風水害等避難所との関係		津波避難場所	風水害等避難所			
番号	地区	場 所	指定緊急避難場所			指 定 避 難 所
			波津(海拔 m)	洪水/高潮	土砂	
72	鏡浦地区 (石鏡町 今浦 本浦)	今浦観音堂前広場	○(11)	—	—	—
73		石鏡公民館	○(22)	○	○	○
74		旧石鏡保育所グラウンド	○(25)	—	—	—
75		ホテル芭新萃(駐車場)	○(43)	—	—	—
76		和風旅館 新八屋(駐車場)	○(60)	—	—	—
77		本浦公民館	—	○	○	○
78		今浦老人憩の家	—	○	○	○
79		菅島町	菅島小学校	※屋上(20)	○	○
80	宮山		○(30)	—	—	—
81	菅島コミュニティアリーナ		—	○	○	○
82	桃取町	天神山ゲートボール場	○(22)	—	—	—
83		八幡神社境内	○(12)	—	—	—
84		旧桃取小学校	—	○	○2階 (保育所側)	○
85		桃取コミュニティセンター	—	○	—	○
86		桃取健康管理センター	—	—	○	○
87	答志地区 (答志 和具)	答志保育所	○グラウンド(21)	○	—	○
88		つばき公園	○(18)	—	—	—
89		答志中学校	○校庭(15)	○	○2階 (体育館側)	○
90		首塚	○(50)	—	—	—
91		答志コミュニティセンター	—	○	—	○
92		答志コミュニティアリーナ	—	○2階	○2階	○2階
93		答志小学校	—	○	○	○
94		答志和具コミュニティセンター	—	○	—	○
95	神島町	神島保育所グラウンド	○(36)	—	—	—
96		八代神社境内	○(67)	—	—	—
97		神島開発総合センター	—	○2階以上	○2階以上	○2階以上
98	坂手町	旧坂手小学校	○グラウンド(26)	—	—	—
99		林昌寺境内	○(10)	—	—	—
100		坂手公民館	—	○	—	○
101		坂手コミュニティアリーナ	—	○	○	○
102		坂手診療所(1階待合室)	—	○	○	—
103		坂手連絡所	—	—	○2階	—
合 計			65	51	45	54

- 1 ※は建物の最上階や屋上などで、逃げ遅れた場合や避難するのに時間がかかる避難行動要支援者などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。
- 2 避難所生活が困難な方には、避難所内に「福祉スペース」等を設置して対応していただきます。ただし、やむを得ない事情等により、各避難所から要請がある場合、協定先施設が受入可能となり次第、福祉避難所を開設します。

【参考資料：指定緊急避難場所の指定状況】

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
1	鳥羽グランドホテル(駐車場)					○			
2	湯快リゾート 鳥羽彩朝楽(駐車場)					○			
3	ガーデンヒルズ利平治(駐車場)					○			
4	旧小浜小学校3階					○			
5	鳥羽小学校グラウンド					○			
6	鳥羽商船高専第2体育館横広場					○			
7	あおぞら保育所グラウンド				○	○			
8	裏萩山公園					○			
9	美台第二公園					○			
10	城山公園				○	○			
11	<u>日和山公園</u>					○			
12	旧鳥羽小学校グラウンド					○			
13	ミキモト鳥羽工場敷地					○			
14	奥谷公園					○			
15	<u>あしたば作業所(駐車場)</u>					○			
16	鳥羽国際ホテル(駐車場)					○			
17	扇芳閣(駐車場)					○			
18	鳥羽高校校庭				○	○			
19	鳥羽東中学校グラウンド				○	○			
20	桜ヶ丘緑地					○			
21	第1安楽島苑公園					○			
22	安楽島小学校3階					○			
23	かんぼの宿 鳥羽(駐車場)					○			
24	てんぐ山					○			
25	加茂小学校3階					○			
26	加茂中学校3階					○			
27	鳥羽陽光苑敷地					○			
28	船津保育所グラウンド					○			
29	鳥羽市園芸センター敷地					○			
30	幸丘公園					○			
31	若杉町多目的広場					○			
32	隠殿岡第一公園					○			
33	長岡中学校屋上					○			
34	神明神社境内				○	○			
35	リゾートヒルズ 豊浜(駐車場)					○			
36	HOTEL CLOVER 風薫(駐車場)					○			

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
37	別館 すずき(駐車場)					○			
38	民宿旅館 山川(駐車場)					○			
39	相差保育所グラウンド				○	○			
40	五感の宿 慶泉(駐車場)					○			
41	国崎保育所跡地					○			
42	御宿 瀬乃崎(駐車場)					○			
43	旭分校跡地					○			
44	鏡浦小学校グラウンド				○	○			
45	本浦老人憩の家前広場					○			
46	サン浦島 悠季の里(駐車場)					○			
47	与吉屋(駐車場)					○			
48	中山かき直売所(駐車場)					○			
49	今浦観音堂前広場					○			
50	石鏡公民館前広場					○			
51	旧石鏡保育所グラウンド					○			
52	ホテル芭新萃(駐車場)					○			
53	和風旅館 新八屋(駐車場)					○			
54	菅島小学校屋上					○			
55	宮山				○	○			
56	天神山ゲートボール場				○	○			
57	八幡神社境内					○			
58	答志保育所グラウンド					○			
59	つばき公園				○	○			
60	答志中学校校庭					○			
61	首塚					○			
62	神島保育所グラウンド				○	○			
63	八代神社境内					○			
64	旧坂手小学校グラウンド				○	○			
65	林昌寺境内					○			
66	旧小浜小学校 2階以上	○	○	○			○	○	○
67	湯快リゾート 鳥羽彩朝楽	○	○	○			○	○	○
68	堅神公民館	○		○			○	○	○
69	鳥羽商船高専第2 体育館	○	○	○			○	○	○
70	鳥羽小学校	○	○	○			○	○	○
71	あおぞら保育所	○	○	○			○	○	○
72	美台集会所	○		○			○	○	○
73	鳥羽市役所西庁舎	○	○	○			○	○	○
74	戸田家	○	○	○			○	○	○

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
75	NTT西日本鳥羽ビル		○				○		○
76	JR 東海鳥羽駅	○		○			○	○	○
77	近畿日本鉄道鳥羽駅	○		○			○	○	○
78	若竹集会所	○		○			○	○	○
79	あしたば作業所	○		○			○	○	○
80	鳥羽市武道館	<u> </u>	○	○			○	○	○
81	鳥羽市民体育館 2 階	○	○	○			○	○	○
82	かんぽの宿鳥羽	○	○	○			○	○	○
83	鳥羽シーサイドホテル	○	○	○			○	○	○
84	安楽島小学校	○	○	○			○	○	○
85	安楽島公民館 2 階	○	○	○			○	○	○
86	鳥羽高校体育館	○	○	○			○	○	○
87	安楽島保育所	○	○	○			○	○	○
88	鳥羽東中学校	○	○	○			○	○	○
89	船津コミュニティセンター	○	○	○			○	○	○
90	若杉公民館	○	○	○			○	○	○
91	みどりが丘集会所	○	○	○			○	○	○
92	河内公民館	<u> </u>	○	○			○	○	○
93	松尾公民館	○		○			○	○	○
94	なごみ		○				○		○
95	白木公民館	○		○			○	○	○
96	加茂小学校	<u> </u>	○	○			○	○	○
97	加茂中学校	○	○	○			○	○	○
98	弘道小学校	○	○	○			○	○	○
99	千賀公民館 2 階	○	○	○			○	○	○
100	旧堅子公民館 2 階	○	○	○			○	○	○
101	長岡中学校	○	○	○			○	○	○
102	鳥羽磯部漁協相差支所女性等活動拠点施設	○	○	○			○	○	○
103	相差保育所	○	○	○			○	○	○
104	<u>旧鏡浦小学校</u>	○	○	○			○	○	○
105	本浦公民館	○	○	○			○	○	○
106	石鏡公民館	○	○	○			○	○	○
107	今浦老人憩の家	○	○	○			○	○	○
108	菅島コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
109	菅島小学校	○	○	○			○	○	○
110	旧桃取小学校校舎 2 階 (保育所側)	○	○	○			○	○	○
111	桃取コミュニティセンター	○		○			○	○	○
112	桃取健康管理センター		○				○		○
113	答志コミュニティセンター	○		○			○	○	○

※○：指定

番号	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
114	答志コミュニティアリーナ 2階	○	○	○			○	○	○
115	答志保育所	○		○			○	○	○
116	答志小学校	○	○	○			○	○	○
117	答志中学校校舎 2階 (体育館側)	○	○	○			○	○	○
118	答志和具コミュニティセンター	○		○			○	○	○
119	神島開発総合センター 2階以上	○	○	○			○	○	○
120	坂手公民館	○		○			○	○	○
121	坂手コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
122	坂手診療所 1階待合室	○	○	○			○	○	○
123	坂手連絡所 2階		○				○		○
124	旧小浜小学校グラウンド				○				
125	安楽島小学校グラウンド				○				
126	加茂中学校グラウンド				○				

※○：指定

20 要配慮者施設等一覧表

・記載基準

津波ハザードマップの津波浸水域に所在する施設

洪水ハザードマップの洪水浸水域に所在する施設

土砂災害ハザードマップの警戒区域・特別警戒区域に所在する施設

(敷地の一部のみの場合を対象外)

施設内に入所施設、又は通所施設及びその両方を有するもの

※ただし、以下の条件に該当する施設は、除外する。

・入院病床を有しない、病院・医療所等

・現在、業務・事業を終了・停止又は継続が確認できない施設

(1) 幼稚園・児童福祉施設・小学校・中学校・高校・高専

該当：● 非該当：—

施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
かもめ幼稚園	517-0023 大明西町 4-12	0599-25-2924	●	●	—	
エンゼル・クラブ	517-0014 堅神町 805-6	0599-25-1661	—	—	●	
安楽島保育所	517-0021 安楽島町 1459-1	0599-25-4013	—	—	●	
鳥羽放課後児童クラブ (たんぼぼ)	517-0021 安楽島町 377	0599-25-3075	—	—	●	
船津保育所	517-0045 船津町 707-7	0599-25-6998	—	—	●	
桃取保育所	517-0003 桃取町 21-2	0599-37-3055	●	—	●	
答志保育所	517-0002 答志町 494	0599-37-2142	—	—	●	
菅島保育所	517-0004 菅島町 3-1	0599-34-2037	●	—	●	
あおぞら保育所	517-0012 池上町 9-24	0599-25-6213	—	—	●	
相差保育所	517-0031 国崎町 140	0599-33-6117	—	—	●	
神島保育所	517-0001 神島町 272-1	0599-38-2284	—	—	●	
鳥羽小学校	517-0014 堅神町 805-2	0599-25-2120	—	—	●	
答志小学校	517-0002 答志町 941-1	0599-37-2032	●	—	—	
神島小学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38-2013	●	—	—	
加茂小学校	517-0041 岩倉町 27-1	0599-25-2919	—	●	—	
弘道小学校	517-0032 相差町 1014	0599- 33-6016	●	—	—	
答志中学校	517-0002 答志町 2220-5	0599-37-2033	●	—	●	
神島中学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38-2013	●	—	—	
鳥羽高校	517-0021 安楽島町 1459	0599-25-2935	—	—	●	
鳥羽商船高専	517-8501 池上町 1-1	0599-25-8000	●	—	●	

※ 施設名(網掛け) : 洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

(2) 障がい者福祉施設

施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
<u>共同生活援助事業所</u> <u>あしたば</u>	517-0011 鳥羽五丁目 5-1	0599-25-7670	●	●	—	
<u>安久志ホーム</u>	517-0021 安楽島町 1256-9	0599-37-7200	—	—	●	
すろうらいふ海の子	517-0023 大明西町 18-19	0599-26-3785	●	●	—	
グループホーム有明の里	517-0032 相差町 1267-3	0599-37-7222	●	—	—	
鳥羽市社会福祉協議会 生活介護事業所 ゆめばーる	517-0045 船津町 1393-15	0599-21-1655	—	—	●	日中のみ
コラボ	517-0011 鳥羽五丁目 10-1	0599-37-7175	●	●	●	日中のみ
<u>IPPO WORK PLACE</u> <u>ANTENNA SHOP & cafe</u>	<u>517-0042</u> <u>松尾町 196</u>	<u>0599-20-0253</u>	＝	●	＝	<u>日中のみ</u>
鳥羽たいむ作業所	<u>517-0042</u> <u>松尾町 660-6</u>	0599-25-7678	—	—	●	日中のみ
有明の里 おおさか作業所	517-0032 相差町 2120-67	080-2626-8986	—	—	●	日中のみ
あしたば作業所	517-0011 鳥羽五丁目 8-62	0599-25-2152	—	—	●	日中のみ
海の子作業所	517-0023 大明西町 18-4	0599-37-7800	●	●	—	日中のみ
<u>発達支援室クオール (QOL)</u>	<u>517-0023</u> <u>大明西町 17-15</u>	0599-25-1515	●	●	—	日中のみ

※ **施設名(網掛け)** : 洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

(3) 老人福祉施設・病院・診療所・助産所

該当：● 非該当：—

施設名	住所	電話番号	津波 浸水域	洪水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備考
特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑	517-0041 岩倉町 609	0599-25-7640	—	—	●	
短期入所生活介護施設 鳥羽陽光苑						
鳥羽陽光苑 通所介護事業所						
介護付有料老人ホーム 虹の夢とば	517-0011 鳥羽一丁目 20-1	0599-25-2424	●	—	—	
短期入所生活介護 虹の夢とば						
介護付有料老人ホーム さ わやかシーサイド鳥羽	517-0015 小浜町字浜辺 300-73	0599-25-0770	●	—	●	
さわやかシーサイド鳥羽 短期入所生活介護						
合同会社 felice (ラ・ケアとば)	517-0011 鳥羽一丁目 2070	0599-25-0277	●	—	●	日中のみ
合同会社 felice (ラ・ケアくざき)	517-0031 国崎町 140	0599-33-1177	—	—	●	
デイサービスセンター 答志島	517-0002 答志町 895	0599-21-5700	●	—	—	日中のみ
はごろもデイサービス センター	517-0011 鳥羽一丁目 186-1	0599-21-2940	—	—	●	日中のみ
デイサービスはつしま	517-0032 相差町 1924	0599-33-6972	●	—	—	日中のみ
デイサービスひまわり	517-0011 鳥羽三丁目 15-12	0599-26-3374	●	—	●	
民家型デイサービス ほほえみ鳥羽	517-0045 船津町 1142-1	0599-37-7881	●	●	—	日中のみ
鳥羽市介護予防施設 しおさい	517-0001 神島町 113-2	0599-38-2722	●	—	●	日中のみ

※ 施設名（網掛け）：洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

2 1 備蓄品一覧表

令和3年11月10日現在

	施設名	非常食								仮設トイレ ※1	携帯トイレ ※2	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機	パーテーション	スポットクーラー
		α米	おかゆ	アレルギー対応おかゆ	ビスケット	ビスケットアレルギー対応	水	粉ミルク	アレルギー対応粉ミルク									
1	旧小浜小学校	600	150	50	400	48	120	20	6	3	1,800	296	10	280	(90)	2	6	
2	鳥羽小学校	500	200	150	520	48	709	40	6	2	2,100	100	30	280	168 (86)	6	28	2
3	あおぞら保育所	700	200	150	400	96	960	30	6	2	2,100	300	20		168 (86)	3	15	
4	鳥羽市役所	3,000	399	300	720	1056	120	20	6	1	3,475	220	60		(64)	10	17	3
5	マリナーミナル	300	100	100	480	48	240				1,200	10	10	1,372	1,440 (1,314)	2		
6	安楽島小学校	1,500	200	150	1,000	144	120	40	6	3	3,500	200	60	560	168 (140)	3	31	2
7	鳥羽高校	1,000	100	50	360	48	720			3	1,500	200	30	280	168 (156)	2	54	2
8	鳥羽東中学校	1,500	200	150	1,000	144	120	50	12	3	5,000	200	60	560	168 (144)	5	58	2
9	加茂中学校	1,700	400	300	1,600	96	1,440	40	6	5	7,000	600	90	840	168 (186)	3	26	2
10	加茂小学校						120					250				2	20	2
11	旧鏡浦小学校	600	100	100	450	96	120	40	6	3	1,500	100	20	364	168 (120)	3		2
12	今浦観音堂	400	50	50	120	48	192	10	6	1	600	50		56	(34)	1	3	
13	相差保育所 (旧国崎小学校)	300	50	50	160	48	480	10	6	2	800	100	10	140	(54)	1	6	
14	弘道小学校	1,300	200	100	800	96	120	60	12	2	2,700	100	20	644	168 (144)	3	30	2
15	神明神社						120			1	700					1		
	小計	13,400	2,349	1,700	8,010	2,016	5281	360	78	31	33,975	2,726	420	5,376	2,784 (2,618)	47	294	19

※1 仮設トイレ：(5,500回/個数)

※2 携帯トイレ：個数=使用回

	施設名	非常食							仮設トイレ	携帯トイレ	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機	パーテーション	スポットクーラー	
		α米	おかゆ	アレルギー 対応おかゆ	ビスケット	ビスケット アレルギー対応	水	粉ミルク	アレルギー対応 粉ミルク	※1								※2
16	長岡中学校					<u>120</u>			<u>1</u>		150				<u>3</u>	<u>20</u>	<u>2</u>	
17	女性活動センター					<u>120</u>				100	50				1			
18	旧旭分校跡	100	50	50	80	48	120	<u>10</u>		1	300	40		56	(34)	<u>1</u>	<u>6</u>	
19	菅島小学校	500	100	50	320	48		<u>60</u>	6	2	1,300		5	532	258 (144)		<u>4</u>	
20	菅島コミュニティアリーナ									1	100	150				<u>6</u>	<u>2</u>	
21	旧桃取公民館	400	100	100	200	48				1	800	10	5	504	438 (180)		<u>4</u>	
22	桃取コミュニティセンター	100			120	48					600					1		
23	答志保育所	1,000	100	100	600	48	960	<u>40</u>	<u>6</u>		1,500		5	784	258 (234)	2		
24	答志コミュニティセンター											10				3		
25	答志中学校	400	100	100	240	48	480	<u>20</u>	6	2	1,200	80	5	252	270 (108)	<u>2</u>	<u>28</u>	<u>2</u>
26	神島保育所	300	100	50	200	48		<u>40</u>	6	<u>2</u>			5			2		
27	<u>桂光院</u>						<u>360</u>				<u>900</u>	<u>100</u>		<u>140</u>	<u>180</u> <u>(90)</u>		<u>3</u>	
28	坂手コミュニティアリーナ	200	100	50	200	48	<u>240</u>	<u>10</u>		2	900	80	5	140	168 (54)	1	<u>24</u>	<u>1</u>
29	その他				<u>30</u>		1,152			7	2,700	1,730		616	504 (768)	49		
	合計	<u>16,400</u>	<u>2,999</u>	2,200	10,000	<u>2,406</u>	<u>8773</u>	<u>580</u>	<u>108</u>	50	44,375	<u>5,166</u>	450	11,760	4,860 <u>(4,229)</u>	<u>137</u>	<u>535</u>	<u>33</u>

※1 仮設トイレ：(5,500回／個数)

※2 携帯トイレ：個数＝使用回数

2 2 防災拠点等一覧表

施設名	管理者	所在地	敷地総面積 (m ²)	災害時の主な活用用途						備考		
				活動拠点	搬送拠点	物資拠点	給水拠点	災害廃棄物 仮置場	仮設住宅建 設予定地	指定緊急避 難場所/指定 避難所	離着陸場	離着陸規模
旧小浜小学校	市	小浜町 97-1	7,310				○		○			
鳥羽小学校	市	堅神町 805-3 他	18,598	○					○	○		
鳥羽商船第二体育館横	鳥羽商船高等 専門学校	池上町 1-1 他	2,800	○					○	○		
あおぞら保育所	市	池上町 9-24	2,090				○			○		
シフオニアテクノロジー (株) 伊勢製作所 モーションコントロール機器工場 (鳥羽)	シフオニアテクノロジー株 伊勢製作所	鳥羽一丁目 19-1	7,000	○								
鳥羽市本庁舎	市	鳥羽三丁目 1-1	930	○			○					
鳥羽中央公園 多目的グラウンド	市	大明東町 3-2	98,578					○			○ 70×70 150×129	
鳥羽東中学校	市	安楽島町 1451-19	15,780	○			○		○	○		
松尾工業団地	開発公社	松尾町 304-75ほか	13,000	○					○			
スギハラプロテック工場施設	スギハラプロテック (株)	松尾町 304	800		○	○						
鳥羽市清掃センター 東部地区跡地外	市	松尾町 1240-9	25,000					○				
相差保育所	市	国崎町 1302	5,850				○			○		
鳥羽展望台	(有) ノア	国崎町 3-3	18,000	○							○ 38×21	
鳥羽志摩クリーンセンター芝生公園	鳥羽志勢広域連合	白木町 247-10	2,100	○								
旧坂手小学校	市	坂手町 938	7,289				○		○	○	○ 51×36	
菅島小学校	市	菅島町 1-2	5,838				○		○	○	○ 69×29	
答志中学校	市	答志町 2220-5	12,554									
答志保育所	市	答志町 494	806				○			○		
桃取コミュニティセンター	桃取町内会	桃取町 284	496				○			○		
神島保育所	市	神島町 274	360				○			○		
エクシブ鳥羽	リゾートトラスト	安楽島町 212-1	48,232				○					
今浦老人憩の家	市	浦村町 240	177				○			○		
<u>旧鏡浦小学校</u>	市	浦村町 1744-1	25,165				○			○		